

阿蘇市地域防災計画書

令和 7 年度修正

阿蘇市防災会議

目 次

第1章 総 則

第 1 節	目 的.....	- 3 -
第 2 節	地勢及び災害の想定.....	- 3 -
第 3 節	地域防災計画の管理.....	- 3 -

第2章 災害予防計画

第 1 節	水害予防計画.....	- 4 -
第 2 節	火災予防計画.....	- 5 -
第 3 節	建築物等災害予防計画.....	- 7 -
第 4 節	気象観測施設等整備計画.....	- 7 -
第 5 節	阿蘇山噴火予防対策計画.....	- 7 -
第 6 節	地域防災力強化計画.....	- 8 -
第 7 節	自主防災組織等育成計画.....	- 10 -
第 8 節	業務継続計画（BCP）.....	- 14 -
第 9 節	受援計画.....	- 14 -
第10節	防災知識普及計画.....	- 15 -
第11節	公共施設整備計画.....	- 17 -

第3章 災害応急対策計画

第 1 節	組織計画.....	- 19 -
第 2 節	職員配置計画.....	- 27 -
第 3 節	応援要請計画.....	- 32 -
第 4 節	自衛隊災害派遣要請計画.....	- 32 -
第 5 節	気象予警報等伝達計画.....	- 34 -
第 6 節	通信施設利用計画.....	- 35 -
第 7 節	情報収集及び被害報告取扱計画.....	- 36 -
第 8 節	広報計画.....	- 37 -
第 9 節	応急措置等計画.....	- 37 -
第10節	水防計画.....	- 38 -
第11節	消防計画.....	- 38 -
第12節	避難計画.....	- 39 -
第13節	救出計画.....	- 47 -
第14節	行方不明者等捜索及び収容埋葬計画.....	- 48 -
第15節	公安警備計画.....	- 48 -
第16節	保健医療救護計画.....	- 48 -
第17節	災害ボランティア活用計画.....	- 49 -
第18節	救援物資受入れ配分計画.....	- 50 -
第19節	保健衛生計画.....	- 50 -
第20節	廃棄物処理計画.....	- 51 -

第21節	地震災害対策計画	- 52 -
第22節	阿蘇火山噴火対策計画	- 56 -
第23節	雪害対策計画	- 61 -
第24節	建築物・宅地等応急対策計画	- 62 -

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	- 62 -
第2節	関係者との連携協力の確保	- 62 -
第3節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	- 63 -
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	- 65 -
第5節	防災訓練計画	- 67 -

資料

第1表	避難指示等の発令基準（警戒レベル）	- 69 -
第2表	避難指示等の発令の対象地域	- 70 -
第3表	避難予定場所	- 71 -
第4表	土砂災害警戒区域指定状況	- 72 -
第5表	災害時応援協定一覧	- 79 -

別に定める計画

○水防計画書	第3章第10節	水防計画について
○災害時要援護者避難支援計画	第3章第12節	避難計画について
○阿蘇火山防災計画	第2章第5節	阿蘇山噴火予防対策計画
	第3章第22節	阿蘇火山噴火対策計画について
○阿蘇市災害廃棄物処理計画	第3章第20節	廃棄物処理計画について

沿革 平成17年2月11日合併
 平成18年6月9日修正
 平成19年6月6日修正
 平成20年6月6日修正
 平成21年6月5日修正
 平成22年6月3日修正
 平成23年6月3日修正
 平成24年6月1日修正
 平成25年5月31日修正
 平成26年6月4日修正

平成27年6月4日修正
 平成29年6月13日修正
 平成30年6月8日修正
 令和元年6月5日修正
 令和2年7月31日修正
 令和3年6月23日修正
 令和4年6月23日修正
 令和5年6月1日修正
 令和6年6月6日修正
 令和7年6月11日修正

第1章 総則

第1節 目的（防災情報課）

この計画は、災害対策基本法（以下「基本法」という）第42条の規定に基づき、阿蘇市地域防災計画を樹立するものであり、これによって災害の予防、応急対策の万全を図り社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第2節 地勢及び災害の想定（防災情報課）

1. 地 勢

本市は、熊本県の北東部、阿蘇地域の中央部に位置しており、熊本県と大分県の県境を有し、大分県の2市を含めて8つの市町村と隣接している。

また、市域は阿蘇外輪山に連なる火山灰洪積台地で、東西約30km、南北約17km、面積は約376平方kmからなる。河川は、東から豆札川、黒川、古恵川、東岳川、尻無川、今町川、西岳川、黒戸川、乙姫川が流れ、黒川の延長は30kmである。

2. 災害想定

阿蘇市は、九州中央部の阿蘇火山を有する山間地であり、その殆どは火山灰による特殊土壌地帯である。このような地理的条件の中、梅雨期には多雨地域となり台風の進路如何によっては、驚くべき豪雨をもたらし、大災害の発生を見るものである。

また、本市の火災発生は、フェーン現象などによる異常乾燥時並びに原野火入れによる山林火災の発生を見ている。

その他、台風による風水害、地震、阿蘇火山噴火等による火山降灰、降雪を想定している。

3. 方 針

市は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、計画を作成し及び法令に基づきこれを実施する。

また、自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。

第3節 地域防災計画の管理（防災情報課）

1. 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときは速やかに修正しなければならない。

2. 計画作成の資料

この計画の作成に当たっては昭和28年、平成2年、平成24年の水害及び平成28年熊本地震、平成28年阿蘇火山の爆発的噴火並びに本市内に発生した過去の災害状況及び復旧事業状況を検討して作成の資料とした。また、熊本県地域防災計画を引用し活用した。

3. 計画の周知徹底

この計画は、本市の全職員及び関係行政機関、その他防災に関する主要施設管理者に周知すると共に、災害応急対策に必要な職員の訓練を十分行うものとする。

この計画のうち特に必要な事項は、地域住民に周知徹底を図り、住民の教育訓練を十分行うものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画（防災情報課・経済部・土木部）

1. 治山対策

（1）荒廃地復旧対策

本市の原林野面積は211.45km²（『熊本県勢要覧』より）で、本市面積の56.2%に当たり、黒川上流水源地帯となっており、防災上重要な位置を占めている。特に阿蘇山系の林野の荒廃率が高く、災害の危機を内包している。山地災害危険地を重点的に、水源のかん養、土砂崩壊・土砂流出の防止により治山施設の充実を図り、自然環境の保全、公衆の保健など多面的機能を有する森林を造成、維持することにより、災害の未然防止を図る。

（2）保安林整備対策

森林地帯は無林地状態の山地と比較して、洪水時における土砂の流失並びに山腹の崩壊が少なく、水害予防上大きな役割を果たしている。しかし、過伐や災害によって破壊され、その機能が低下し、放置すれば防災機能を失い荒廃化する恐れがあるので、改植、補植及び下刈り施肥等を実施して、森林の水源かん養機能と土砂流出防止機能の維持増進を図る。

また、国や熊本県が行う山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成及び地すべり防止施設の整備事業や流木災害が発生する恐れのある森林に対する流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策並びに山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策に協力していくこととする。

2. 砂防対策

本市の河川は、阿蘇火山の噴出物によって形成され、火山灰等の特殊土壌地帯で地層が悪い。そのため豪雨の際には、土石流となって下流に流送され、耕地、人家、その他公共施設等に甚大な被害を与える恐れがあるので、河川のえん堤工、床固工、流路工等の砂防施設の充実を推進するとともに、土砂災害の恐れのある個所の警戒・避難体制の整備を図る。

3. 土砂災害予防対策

治山対策及び砂防対策等において施設等の整備を前提とする「ハード対策」に対して、危険箇所を指定することで警戒避難体制の整備を図る「ソフト対策」により、移転の促進等、土砂災害による被害防止を図る。

熊本県が指定する本市の危険箇所は、別表4「危険箇所一覧及び土砂災害警戒区域指定状況」のとおりである。

なお、土砂災害警戒区域内に位置する防災上の配慮を有する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）は次のとおりである。

施設名称	施設所在地
古城保育園	阿蘇市一の宮町手野 1030
阿蘇医療センター波野診療所	阿蘇市波野大字波野 2703
特別養護老人ホームあそん里	阿蘇市一の宮町坂梨 2365-1
グループホーム乙姫の家	阿蘇市乙姫 2142-10
熊本 YMCA 尾ヶ石保育園	阿蘇市狩尾 1798-9

4. 治水対策

水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定をしたときは、次に掲げる事項について定めることとする。

ア 洪水予報等の伝達

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものの所有者又は管理者からの申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、

これらの施設の名称及び所在地名称及び所在地を定めたこれらの施設については、所有者又は管理者に対し洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

第2節 火災予防計画（防災情報課）

1. 消防力の充実強化

消防施設の整備及び教育訓練の徹底による人的消防力の充実強化を図る。

（1）消防施設等の充実強化

① 方針

ア 本市消防団の消防ポンプ所有現況は、12分団72班に消防ポンプ自動車3台、小型動力ポンプ付積載車54台、軽積載車17台であり、更新を要するものは年次計画により整備する。

イ 本市の準市街地、その他地域において、消防水利の基準により、水利不足箇所を中心とした耐震性防火水槽の整備を図る。

ウ その他各種消防設備、機械器具の整備を図る。

② 計画

ア 消防力の現況

本市の消防力の現況は次のとおりである。

令和2年 国勢調査人口 24,930人	消防団		保有機台数		
	分団数	団員数	ポンプ自動車	小型動力ポン プ付積載車	軽積載車
	12	756	3台	54台	17台

イ 消防施設強化促進計画

年次計画により防火水槽（40t級）の設置。

（2）消防団員の教育訓練

消防団員の資質向上と消防技術習熟のため、階級に応じ消防学校に派遣し教育訓練を行う。

2. 消防思想の普及徹底

（1）火災予防運動

国民生活水準の向上に伴い、火災は年々増加の傾向にあり、火災を未然に防止し被害の拡大を防止するためには、火災予防対策を強力にする推進運動を必要とする。

全国一斉に行われる、春秋2回の火災予防運動に当たり、お知らせ端末、ホームページやSNS、消防車両による広報、広報紙、メール配信等により広く火災予防思想の普及徹底に努める。

（2）予防査察

火災予防運動期間には防火診断等を行い、予防消防の確立に万全の体制を整える。

（3）民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた婦人防火クラブ・少年消防クラブ等の民間防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制の確立を図る。

3. 危険物の火災予防

（1）危険物貯蔵所及び取扱所等の現況

本市における、消防法の規制対象となる危険物貯蔵所及び取扱所等の現況は次のとおりである。

（単位：箇所）

事業所	貯蔵施設（１３１）								
	屋内 貯蔵所	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	移動 タンク	屋外 貯蔵所	給油 取扱所	一般 取扱所	製造所
６６	１２	６	１	４７	１８	４	２４	１６	３

（２）予防措置

① 工場等危険物大量取扱所

予防査察及び自衛消防施設の整備を図る。

② 危険物製造所等

消防施設を常時完備しておくとともに予防査察の励行、火災危険の排除に努めるよう指導する。

４．森林原野火災

（１）予防措置

火災の原因を調べてみると、その殆どが人為的であり、発生の場所が林野であるので、人に対する措置及び林野に対する施設について考慮しなければならない。

① 教育指導

ア お知らせ端末やＳＮＳ、ホームページやメール配信及び巡回広報等による火災予防の広報

イ 危険地域、主要入山口に標板、制札等の掲示

ウ 火災警報発令の周知徹底

② 取り締まりの強化

ア たき火、喫煙の制限

イ 火入れ許可の厳格化と実施の際の管理監督の徹底

（２）防火施設

防火施設は、火災の早期発見と適切な防火、消火の措置により被害を最小限度に防止するもので、予防及び消火の施設を設けることにある。

① 予防施設

ア 必要に応じ林野火災展望楼の設置及び情報伝達手段の整備

無線通信（防災無線）

イ 林野火災の予防及び消火技術の研修

② 防火施設の整備

森林経営上特に火災危険地区森林に、延焼防止のための防火施設を整備強化する。

ア 防火線の構築

位置、構造については、地区森林の状況により最も効果的な施設を構築する。

イ 防火林の造成

特に必要と認める地区森林にあつては、火に対し抵抗性のある樹種を植栽し、延焼の防止及び火勢の抑圧をする為の防火林或いは防火樹帯を設定する。

ウ 防火道の設置

林道の拡充に伴い、地域別の防火道の設置を図る。

エ 消火用器具の整備

可搬式散水装置等の整備を図る。

オ 給水体制の整備

円滑な補給及び給水のための訓練を行うなど給水体制の整備を図る。

第3節 建築物等災害予防計画（土木部）

1. 防災建築物の建築促進対策

平成28年4月に発生した熊本地震を始め、国内の近年の地震対策状況等に鑑み、市民への建築物の耐震知識の普及を図ると同時に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物耐震診断、改修を促進する。

また、火災により建築物が焼失し、人命や財産を失っていることに鑑み、防災関係法令等により建築物の防災対策の推進を図る。

（1）防災建築物の建築状況

本市の建築物の状況を見ると木造建築が大部分であるが、防火建築も近年は増加の傾向にある。

（2）防災対策の推進

建築物の新築や増築に際しては、建築確認申請を通じて建築基準法や消防法等によって必要な防災対策を講じる。

2. 公共建築物の耐震耐火対策

公共建築の耐震診断を推進し、改修により耐震、耐火を図る。

第4節 気象観測施設等整備計画（防災情報課）

1. 気象観測施設の概況

市内等における各機関の観測施設の概要は次のとおりである。

（1）熊本地方気象台

設置場所	所在地	緯度	経度	海拔	水系
乙姫	阿蘇市	32° 56′ 8″	131° 2′ 4″	487m	黒川

（2）震度計

設置場所	所在地	観測標示場所
阿蘇市総合運動公園	阿蘇市一の宮町宮地 5178	表示場所なし（データ直接伝送）
阿蘇市内牧支所	阿蘇市内牧 1111-3	阿蘇市内牧支所
阿蘇市波野支所	阿蘇市波野大字波野 2703	阿蘇市波野支所

（3）関係機関

観測所名	観測名	所在地	保有観測器	観測種目
阿蘇市役所	雨量	宮地 504-1	貯水型自記雨量計	雨量観測
阿蘇地域振興局	雨量	宮地 2402	貯水型自記雨量計	雨量観測

2. 気象観測施設等の整備

現有施設の十分な活用を行うとともに、必要な情報の収集に資するよう設備の充実を図る。

第5節 阿蘇山噴火予防対策計画（防災情報課）

1. 阿蘇山の概況

阿蘇山は活火山であり、噴火又はその恐れがある為、地域住民並びに登山者の身体及び生命の安全を重点において、防災計画を立案し施設の整備充実を行う。

2. 予防対策

常に阿蘇山火山防災連絡事務所及び火山研究センター等との緊密なる連絡を行い、火山情報に基づき赤色の吹き流しの設置、掲示板、放送等により登山者並びに地域住民に対して危険度の周知を行うとともに立入禁止区域を設け、所要の人員配置等によって登山者の整理を行う。

また、災害発生時の安否確認と捜索救助活動を迅速かつ円滑に行うため、登山届の提出について周知啓発を行う。

3. 避難対策

噴火が発生した場合は、危険区域における登山者は退避壕の場所に誘導し避難させる。

第6節 地域防災力強化計画（防災情報課）

市民は、「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、行政区や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災の構築に努める。

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

また、市は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、市民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（防災行動の計画）」の普及を始めとして市民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう地震・水害・土砂災害・福祉・防災気象情報等避難所外避難者に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の市民の避難を誘発する「率先避難者」の育成を図るものとする。

なお、市は、個別避難計画が策定されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

1. 自助

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組みを進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

（１）平時の取組

ア 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等の実施及び参加

イ 事前の確認

- ・指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館等の避難場所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との連絡方法や集合場所
- ・就寝場所の安全確認
- ・災害情報の入手方法
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認
- ・命を守る「マイタイムライン」の作成
- ・火気使用設備器具等の点検
- ・防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- ・避難行動支援者の把握
- ・通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え

ウ 事前の備え

- ・地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック

塀の補強

- ・ 防災メールサービスへの登録
- ・ 最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄
- ・ 非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）
- ・ 自動車へのこまめの満タン給油

2. 共助

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から行政区や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

市は、県や消防などの関係機関及び市防災士連絡協議会と連携しながら、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導を行い、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、訓練等を通して連携体制を確保するものとする。また、感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市は地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。

（1）平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練の実施（市と連携した訓練）
 - ・ 避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・ 被害情報の把握、市への情報伝達訓練
 - ・ 避難所の運営訓練
 - ・ 消火訓練等
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火器使用設備器具等の点検
- オ 防災用資器材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- カ 地区防災計画の作成
 - ・ 地域の見廻り
 - ・ 地域防災ハザードマップの作成
 - ・ 避難行動要支援者の把握
 - ・ 地域内にある他組織との連携促進
- キ 防災士連絡協議会との連携

（2）災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・市町村への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 感染症に配慮した避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握

ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3. 事業所による防災力の向上

- (1) 事業所は、地域の防災訓練等へ積極的に参加する等、平時から地域の住民とコミュニケーションを図り、特に要配慮者利用施設においては、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うものとする。
また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を行うよう努める。
- (2) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定や、下記のアからカへの取組を実施するなど業務継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。
 - ア 防災体制の整備
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 事業所の耐震化・耐浪化
 - エ 予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し
 - オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給不足への対応
 - カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施
- (3) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、県、市町村との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。
- (4) 事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況である時に従業員等が屋外移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 防災士連絡協議会による地域防災力の向上

市の防災士連絡協議会を通じて防災士による地区の行事や防災訓練等の場を活用した防災教育や各種訓練を実施して、市民の防災知識の向上と防災意識の高揚に努める。

第7節 自主防災組織等育成計画（防災情報課・総務部）

自主防災組織の育成に当たっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するため、行政による公助はもとより、個々人の自覚による自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が市民運動として防災・減災のための行動をとることを目指し取り組むものとする。

この計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し大規模な災害、事故等に備えるものである。

1. 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の不通等により消防や警察などの防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想されるため、市民、市及び事業者によるそれぞれの役割に留意した自主防災組織の整備育成を促進する。

- (1) 地域住民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」ことを目的とした地域住民による積極的な自主防災組織づくりを進める。また、平常時から防災活動をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに女性の参画の促進にも努めるなど多様な世代が参加できるよう、防災に係る役割を自覚し、防災知識の習得を図る。

- (2) 事業者は、多数の者が利用、従事する施設また、危険物取り扱い事業所は、地震、風水害等の大規模な災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられていない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。
- (3) 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成・活動の活性化を図り、消防団や事業所、阿蘇市防災士連絡協議会、団体等との連携を通じて地域が一致団結して、災害時には市と自主防災組織が連絡を密に行い、自主防災組織における安否確認や避難支援、避難所で自ら活動する等、自主防災意識の向上と自主防災体制の整備に努めるものとする。

2. 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成指導及び強化等

市は、本計画に沿って、地域の自主防災組織の結成を促進するとともに、市と自主防災組織との連絡体制の構築、組織の育成、活動の活性化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

また、防災関係機関と連携して自主防災組織の資質向上及び活性化を図る。

なお、市は災害時に自主防災組織と連携して災害対応を行えるよう、日頃から組織の活動状況を把握し、連絡網を構築するとともに、訓練等を通して連携体制を確保していく。

これらの取り組みの中では、特に、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布や活動時に必要な資機材等の助成により組織化を促進するとともに、組織による活動促進を図るため、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、養成講座等を通じて、自主防災組織の核としての活動が期待される防災リーダーの育成を図り、各地域の防災訓練や防災教育等への参加・活用を図る。

(2) 組織の編成単位

ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域として一体性をもっている地域であること。

(3) 組織づくり

既存の行政区等の組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

ア 行政区等の組織の活動の一環として防災活動に組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。

ウ 地域女性団体・青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

エ 自主防災組織結成の促進及び既存組織の充実強化

(ア) 自主防災組織結成の促進（R7.5.1 現在 112/117 団体）

連番	組織名	連番	組織名	連番	組織名
1	町2区自主防災組織	11	古神2区自主防災組織	21	東仲町自主防災組織
2	北1区自主防災組織	12	古神3区自主防災組織	22	西仲町自主防災組織
3	北2区自主防災組織	13	分1区自主防災組織	23	下町自主防災組織
4	東1区自主防災組織	14	分2区自主防災組織	24	桜町自主防災組織
5	東2区自主防災組織	15	分3区自主防災組織	25	福原自主防災組織
6	東3区自主防災組織	16	塩塚自主防災組織	26	馬場自主防災組織
7	西1区自主防災組織	17	古閑自主防災組織	27	豆札自主防災組織
8	西2区自主防災組織	18	神石自主防災組織	28	古城1区自主防災組織
9	西3区自主防災組織	19	福岡自主防災組織	29	古城2区自主防災組織
10	古神1区自主防災組織	20	上町自主防災組織	30	古城3の1区自主防災組織

連番	組織名	連番	組織名	連番	組織名
31	古城3の2区自主防災組織	71	新村自主防災組織	111	中江自主防災組織
32	古城5の1区自主防災組織	72	小野田町自主防災組織	112	滝水自主防災組織
33	古城5の2区自主防災組織	73	本村自主防災組織		
34	古城6区自主防災組織	74	道尻自主防災組織		
35	古城7区自主防災組織	75	下役犬原自主防災組織		
36	原口自主防災組織	76	上役犬原自主防災組織		
37	上井手自主防災組織	77	西町自主防災組織		
38	下井手自主防災組織	78	竹原自主防災組織		
39	中原自主防災組織	79	蔵原自主防災組織		
40	西井手自主防災組織	80	東黒川自主防災組織		
41	上西河原自主防災組織	81	坊中自主防災組織		
42	下西河原自主防災組織	82	南黒川自主防災組織		
43	東下原自主防災組織	83	元黒川自主防災組織		
44	西下原自主防災組織	84	北黒川自主防災組織		
45	片隅自主防災組織	85	上西黒川自主防災組織		
46	荻の草自主防災組織	86	下西黒川自主防災組織		
47	舞谷自主防災組織	87	乙姫自主防災組織		
48	内牧2区自主防災組織	88	黒川千丁自主防災組織		
49	内牧3区自主防災組織	89	永草自主防災組織		
50	内牧4区自主防災組織	90	枳自主防災組織		
51	内牧5区自主防災組織	91	赤水自主防災組織		
52	成川自主防災組織	92	車帰自主防災組織		
53	小里自主防災組織	93	狩尾1区自主防災組織		
54	南宮原自主防災組織	94	狩尾2区自主防災組織		
55	湯浦自主防災組織	95	狩尾3区自主防災組織		
56	西湯浦自主防災組織	96	跡ヶ瀬自主防災組織		
57	深葉自主防災組織	97	的石自主防災組織		
58	西小園自主防災組織	98	檜木野自主防災組織		
59	折戸自主防災組織	99	赤仁田自主防災組織		
60	宇土自主防災組織	100	小園自主防災組織		
61	浜川自主防災組織	101	小地野自主防災組織		
62	鷲の石自主防災組織	102	笹倉自主防災組織		
63	原の口自主防災組織	103	坂の上自主防災組織		
64	山田自主防災組織	104	大道自主防災組織		
65	小倉自主防災組織	105	立塚自主防災組織		
66	西小倉自主防災組織	106	横堀自主防災組織		
67	小池自主防災組織	107	遊雀自主防災組織		
68	黒流町自主防災組織	108	中道自主防災組織		
69	今町自主防災組織	109	山崎自主防災組織		
70	下の原自主防災組織	110	仁田水自主防災組織		

(イ) 既存組織の充実強化

必要に応じアンケート調査を実施し、活動実態を把握しその対策を図る。

(4) 事業計画の策定

組織の効率的な事業を推進するため、地域の規模、態様を十分活かした具体的な事業計画を策定するものとする。

(5) 主な活動内容

ア 平常時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災訓練の参加

- ・避難情報の地域への情報伝達訓練
- ・被害状況（安否確認含む）の把握、市への情報伝達訓練
- ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- ・避難所の運営訓練
- ・消火訓練

(ウ) 情報の収集伝達体制の整備

(エ) 火気使用設備器具等の点検

(オ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

(カ) 危険箇所の点検・情報共有

- ・地域の見廻り
- ・地区防災マップの作成

(キ) 避難行動要支援者の把握

(ク) 地域内にある消防団等の他組織との連携促進

(ケ) 緊急連絡網の作成

イ 災害時の活動

(ア) 地域内の被害状況等の情報収集・市への伝達

(イ) 出火防止、初期消火の実施

(ウ) 地域内における避難情報の情報伝達

(エ) 地域住民の安否確認及び避難誘導

(オ) 避難行動要支援者等に対する避難支援

(カ) 救出・救護活動への協力

(キ) 避難生活における避難場所、避難所の運営等

(ク) 避難所以外の避難者の情報の把握

(ケ) 避難所における物資配布等の協力

(6) 自主防災組織と消防団との連携

市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、市は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずる

よう努めるとともに、研修の実施等による防災士等の防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により消防団と自主防災組織の連携した防災活動の実施を促すものとする。さらに、住民は地域の防災活動など自発的に参加するよう努めるとともに、女性の参画の促進にも努めるものとする。

(7) 防災士の養成

市の住民に対し阿蘇市防災士連絡協議会入会に賛同することを条件に、非常時の際に組織の効率的

な活動ができるように防災リーダーとしての防災士の講習会及び試験を開催して防災士の養成を推進する。

(8) 地区防災計画書の作成及び策定後の検証の推進

自主防災組織・行政区及び防災士連絡協議会等と連携し、各地区の現状を踏まえた地区防災計画書の作成を推進する。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

この際、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

※参考：令和7年6月1日現在、7区／117地区（6％）が作成終了

連番	計画名	作成（策定）
1	赤水区防災計画	R6.1（R7.6）
2	内牧4区地区防災計画	R6.12(R7.6)
3	西3区地区防災計画	R6.12(R7.6)
4	竹原区地区防災計画	R7.4（R7.6）
5	桜町区地区防災計画	R7.5（R7.6）
6	枳区地区防災計画	R7.5（R7.6）
7	坊中区地区防災計画	R7.5（R7.6）

第8節 業務継続計画（BCP）（防災情報課・各部）

大規模災害時においても災害対応等の業務を進めつつ通常業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を策定するものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 市長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要なデータのバックアップ
- (6) 非常時の優先業務の整理

また、当該計画の実行性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第9節 受援計画（総務部・各部）

災害の規模に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

受援計画の策定に当たっては、次の事項を定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体を含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

(1) 総括（共通）

ア 応援要請の手順

イ 受援体制（ア）受援組織の設置（イ）受援組織の構成、役割

ウ 応援の人的・物的資源の管理体制

（２） 人的支援

ア 受援対象業務の整理

①応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化

②タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理

③業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

イ 受援体制の整備

庁内全体及び各業務における受援担当者の選定

ウ 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動環境の確保、応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・ＯＡ機器、交通手段、燃料）、水・食料・宿泊場所の確保

（３） 物的支援

ア 調達先の確認・確保、要請手順

イ 受入拠点の確保

ウ 受入に必要な人員・資機材の確保等受け入れ体制

（４） 応援団体との連携

ア 応急対策職員派遣制度の活用

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣又は受け入れに当たっては、感染症対策等のため、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

イ 他の地方自治体との相互応援協定の締結について市は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連絡・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

ウ 民間団体との連携

市は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しに努めるものとする。

第１０節 防災知識普及計画（防災情報課）

防災に関し、関係機関職員及び一般住民のより一層の自覚と理解を深めるため、災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底、また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、気候変動の影響を踏まえつつ地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

1. 実施機関

防災知識の普及は、災害予防又は災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について行うものとする。

2. 普及の方法

防災知識の普及は、次の媒体を利用して行う。また、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して研修、訓練等を実施するなど、できるだけ機会を捉えて職員、市民、学校及び事業者に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。

また、在留外国人に対しては、言葉の違い等に配慮して予防知識の普及に努める。

(1) 報道機関の利用

ＴＶ、新聞等で災害対策の状況を機会あるごとに報道してもらうように資料を提供する。

(2) 印刷物等広報媒体の利用

広報「あそ」、関係機関の機関紙、その他の印刷物及びホームページでの情報発信

(3) 映画、スライド、携帯メールの利用

(4) 広報車の巡回

(5) 社会教育、学校教育及び事業者を通じて普及

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進

(6) その他講習会等の開催

3. 普及内容

(1) 災害予防及び応急措置の概要

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち防災意識の高揚が図られるよう、また災害の未然防止もしくは軽減が一般住民に対する予防知識の普及徹底によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に普及徹底するよう努めるものとする。

(2) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、確認するよう努めるものとする。また、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 避難所や災害対応における男女共同参画の推進

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止し、被災者や支援者が被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(4) 外国人への防災知識の普及促進

市は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災意識の普及に努めるものとする。加えて、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、市が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため市職員の対応力向上を図るものとする。

(5) その他必要事項

4. 普及の時期

普及の内容により、最も効果ある時期を選んで行う。

第11節 公共施設整備計画（各部）

この計画は、災害発生時の未然防止及び被害の拡大防止の為に防災施設の整備を図るものである。

1. 市庁舎整備計画

市庁舎（出先機関も含む）は、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模災害、大規模地震発生時の機能の確保を図る事が重要である。

このことから、耐火性及び耐震性の確保に努め、市庁舎としての機能を十分に発揮できるよう努める。

2. 学校施設整備計画

大規模地震発生時における児童生徒等の安全を図るため、校舎等の耐震性の確保に努める。また、コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮するよう努める。

3. 道路・橋梁整備計画

道路及び橋梁は、大規模災害、大規模地震発生時に、避難、救援、救護、消防活動を始め、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施する上で重要な機能を有している。

このことから、防災拠点間の道路網となる重要な役割をもつ道路を重点に、補強整備に努める。

市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁のメンテナンス等の対策を推進するものとする。

4. 防災トイレ整備計画

大規模災害発生や災害ボランティアの派遣があった場合、まず利用するのが公衆トイレである。このことから、地域における公衆トイレ、特に身障者トイレの設置状況を把握し、整備に努める。一覧については市のホームページ及びトイレマップに掲載する。

5. 通信設備整備計画

（１）市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。

ア 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。

イ 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

ウ 画像等の大容量データの通信を可能とするため、ネットワークのデジタル化を推進すること。

エ 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図ること。

オ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

カ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、国〔総務省〕と事前の調整を実施すること。

キ 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的の実施するよう努めること。

- ク 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。
- ケ 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。
- コ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
- サ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。
- シ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。
- (2) 電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、市の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画（防災情報課）

災害が発生する恐れ又は発生した場合において、応急対策を実施するための組織は次のとおりである。

1. 阿蘇市の災害対策系統

（1）阿蘇市災害対策本部と関係機関の協力系統

阿蘇市の地域において災害が発生する恐れ又は発生した場合、市長は必要があると認めるときは、阿蘇市災害対策本部並びに現地災害対策本部を設置し防災対策の推進を図る。なお、阿蘇市防災会議を構成する関係機関等は、市内に於ける災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

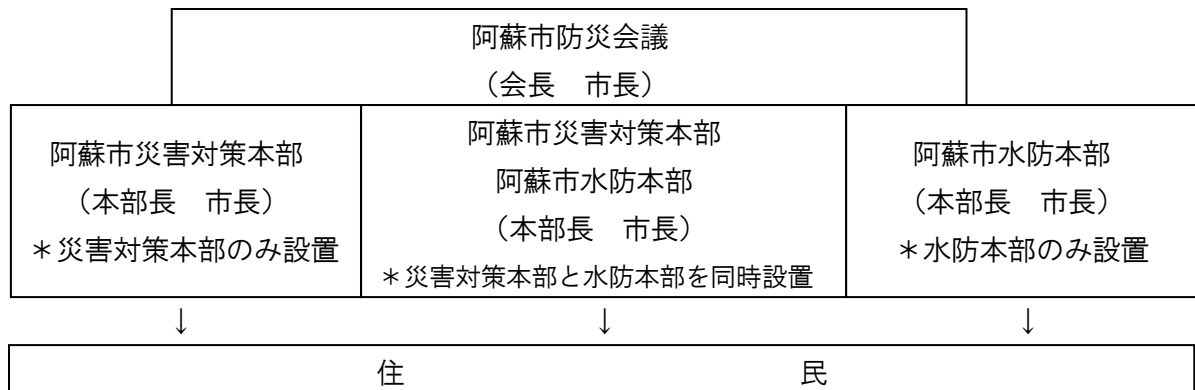
（協力系統図）

阿蘇市災害対策本部 0967-22-3111 衛星携帯 080-8377-1046	現地災害対策本部（内牧支所） 0967-32-1111 衛星携帯 080-8377-1047
	現地災害対策本部（波野支所） 0967-24-2001 衛星携帯 080-8377-1048

指定地方行政機関 菊池労働基準監督署 阿蘇公共職業安定所 阿蘇税務署 阿蘇国道維持出張所 熊本河川国道事務所 熊本地方气象台 阿蘇砂防事務所	総理大臣指定 0968-25-3136 0967-22-8609 0967-22-0551 0967-22-0631 096-382-1111 096-324-3283 096-213-7570	知事部局 熊本県災害対策本部 熊本県阿蘇地域振興局 総務振興課 土木部 保健福祉環境部 阿蘇保健所	096-333-2115 0967-22-1111 0967-22-1110 0967-22-1119 0967-24-9030 0967-24-9030
救助機関 自衛隊第8師団 阿蘇警察署 阿蘇広域消防本部 熊本県警察本部	096-343-3141 0967-35-5110 0967-34-0024 096-381-0110	関係機関 阿蘇市議会 阿蘇市消防団 阿蘇市区長会 阿蘇医療センター 阿蘇医療センター波野診療所 阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市建設業協会	0967-22-3279 0967-22-3232 0967-22-3111 0967-34-0311 0967-24-2203 0967-32-1127 0967-35-0023
指定公共機関 日本郵便株式会社(九州支社) 日本銀行(熊本支店) 日本赤十字社(熊本県支部) 日本放送協会(阿蘇通信部) 九州旅客鉄道株式会社 (熊本支社) NTT 西日本電信電話(株) 熊本支店(災害対策担当) 九州電力株式会社熊本支店 九州電力送配電株式会社熊本支社 〃(緊急) 九州電力送配電株式会社大津配電事業所 九州電力送配電株式会社三重配電事業所 NHK熊本放送局	総理大臣指定 096-328-5252 096-359-9501 096-384-2100 0967-22-0346 096-351-3952 096-272-9215 096-386-2208 096-386-2307 096-387-6770 0800-777-9433 0800-777-9430 096-326-8203	指定地方公共機関 熊本県土地改良事業団体連合会 (一社) 熊本県LPガス協会 (公社) 熊本県トラック協会(阿蘇支部) (一社) 熊本県バス協会 (一社) 熊本県タクシー協会 (株) 熊本日日新聞社 NHK熊本放送局 (株) 熊本放送(RKK) (株) テレビ熊本(TKU) (株) 熊本県民テレビ(KKT) 熊本朝日放送(株)(KAB) (株) エフエム熊本 (公) 熊本県医師会 (社) 熊本県看護協会 (一社) 熊本県歯科医師会 (公) 熊本県薬剤師会 その他関係協力機関 (社) 熊本県産業資源循環協会	知事指定 0967-22-0801 096-381-3131 0967-22-0061 096-352-9694 096-368-4101 0967-22-0142 069-326-8203 096-328-5543 096-351-1120 096-363-6111 096-359-1111 096-353-3131 096-354-3838 096-369-3203 096-343-8020 096-370-5800 096-213-3356

(2) 阿蘇市災害対策本部と阿蘇市水防本部との相互関係

災害の種類は暴風、豪雨、洪水、地震、噴火等（基本法第2条）であるが、これに対処するための組織として基本法に基づく阿蘇市災害対策本部と、主として水災に対処するための水防法に基づく阿蘇市水防本部とがあるが、これらの相互関係については、災害対策の一元的推進を図る観点から、市長においてその設置運営を図る。



2. 阿蘇市災害対策本部

阿蘇市災害対策本部の組織及び編成等は、「阿蘇市災害対策本部条例」等の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

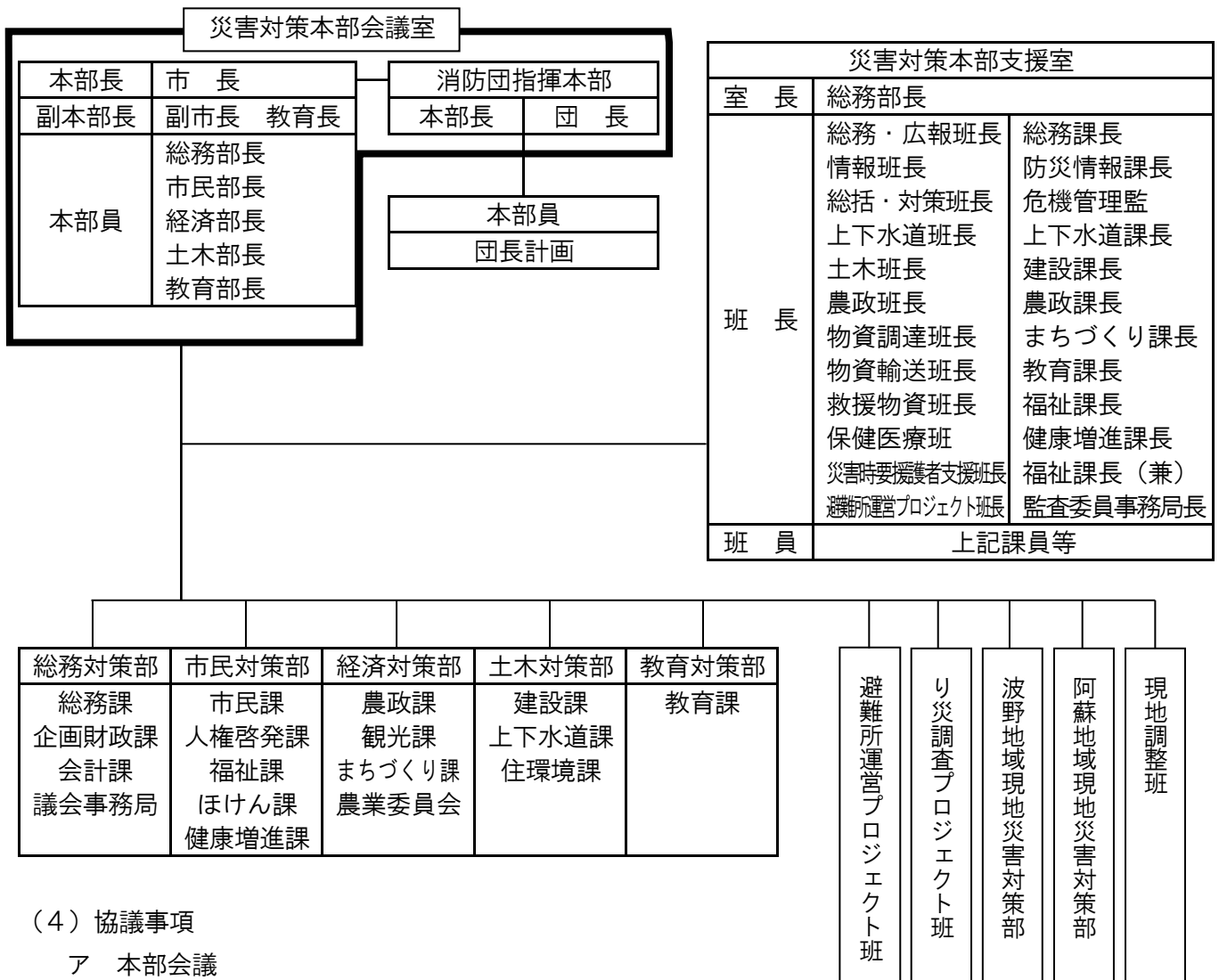
(1) 設置目的

災害が発生するあるいは発生するおそれがある時に、全市で災害対策を迅速かつ強力に進めるために設置する。

(2) 設置基準

- ア 災害が発生し、又は災害発生が予想され、その規模及び範囲から本部を設置して応急対応を必要とするとき。
- イ 震度6弱以上の地震が発生したとき。
- ウ 噴火警戒レベル4以上の場合
- エ 前記のほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要があると市長が認めたとき。

(3) 災害対策本部組織及び編成



(4) 協議事項

ア 本部会議

本部長は本部会議の議長となる。

(協議事項)

- ①災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項
- ②自衛隊の派遣要請に関する事項
- ③災害救助法の発動に関する事項
- ④その他重要事項

イ 災害対策本部支援室

室長は室員を必要の都度、必要な範囲で招集することができる。

(所掌事務)

- ①本部会議に関する事項
- ②災害（被害）情報の収集、分析に関する事項
- ③情報伝達に関する事項
- ④災害対策に関する各対策部への指示に関する事項
- ⑤被害状況の報告及び公表に関する事項
- ⑥各対策部及び関係機関との連絡調整に関する事項
- ⑦自衛隊の派遣要請に関する事項
- ⑧災害応急対策事務命令に関する事項
- ⑨その他本部長の指示する事項

ウ 災害対策部

- ①本部長は本部の事務を分掌して推進するため対策部を置く。
- ②対策部に統括責任者、班長、班員を置く。
- ③統括責任者は各部長をもって充て、班長、班員は職員の中から本部長が指名する。

エ プロジェクト班

- ①本部長は本部の事務を分掌して推進するためプロジェクト班を置く。
- ②プロジェクト班に統括責任者、班員を置く。
- ③統括責任者は各課長をもって充て、班員は職員の中から本部長が指名する。

オ 現地災害対策本部

災害地が災害対策本部から遠隔地の場合、本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要がある場合には、内牧支所又は波野支所に副本部長を派遣し、現地災害対策本部を置く。

カ 災害対策本部及び災害対策本部支援室の分掌事務

災害対策本部員（対策部をおいた場合は対策部長となる。）の分掌事務はおおむね次のとおりとするが、り災の状況により災害対策本部会議に諮り、随時分担の変更を行う。

（５）所掌事務

ア 災害対策本部支援室

支援班	統括	班名・班員	分 掌 事 務
対策本部支援室長	総務部長		○災害対策本部支援室各班の業務統制（優先すべき業務の指示） ○本部長に対する報告項目・時期の統制 ○災害対策本部会議の司会・進行 ○災害対策本部支援室に対する応援要請の調整 ○本部長、副本部長行動予定表の作成調整 ○災害対策本部の設置・廃止に関する判断・報告
情報班	防災情報課長	防災情報課	○通信機能の維持・確保 ○気象情報、被害情報、救援ニーズの把握 ・人的被害、火災延焼状況、倒壊家屋の状況、ライフラインの状況、道路の寸断状況、避難者の状況情報収集、整理、システム入力 ○被害情報等の収集・分析・集計及び報告 ○情報の信頼性、重要度を判断、地図へのプロット ○今後起こり得る状況を分析、情報要求に関係ある情報優先 ・死傷者、倒壊家屋等の今後の被害拡大の可能性 ・避難所運営に関する課題（救援物資等のニーズの把握など） ・２次災害に対する課題
総務・広報班	総務課長	総務課 企画財政課 税務課	○職員招集（安否確認） ○区長との連絡調整（情報収集） ○電話対応、クロノロ入力、受援計画、災害対策本部勤務計画の作成（長期の場合） ○庁内受援ニーズの把握・調整 ○応援職員等に対する生活環境の確保 ○ホームページ、データ放送、SNSなどでの情報発信 ○報道機関の取材対応 ○上記メディアが使用できない場合 ・報道機関への情報発信依頼 ・広報車を使った広報活動 ・簡易広報誌の発行

対策部名	統括	班名・班員	分 掌 事 務
総括・対策班	危機管理監	防災情報課	○全般状況の把握 ○本部会議の準備（庶務） ○避難所の開設指示（伝達） ○県への報告及び関係機関との連絡調整 ○情報要求の決定、災害対応方針の決定及び災害対応計画の作成 ○自治体の資源 ・自治体の能力（消火・救出・医療部隊の不足数） ・自衛隊等関係機関の派遣要請・配備・活動状況、指揮命令・補佐、部隊運用・活動調整 ○本部長の指揮命令に関する準備 ○避難情報等発令計画の作成 ○消防団の招集・運用 ○防災行政無線の運用 ○災害情報共有システム（Ｌアラート）の発信 ○災害日誌及び災害記録に関すること ○必要に応じプロジェクトチームを編成・変更
上下水道班	上下水道課長	上下水道課 企画財政課	○被害情報収集・対応・指示 ○飲料水、供給の調整・指示 ○上下水道の復旧に関する調整・指示 ○財産区簡易水道に関する事項
土木班	建設課長	建設課	○道路・河川に関する被害情報の収集 ○土砂災害発生時の応急措置 ○道路・河川に関する応急措置 ○道路交通統制の実施及び警察署との連絡調整 ○建設業協会との調整 ○道路上の瓦礫撤去、障害物除去等の対策指示
農政班	農政課長	農政課	○被害情報収集・対応・指示 ○農道、林道、ため池、農地等の被害調査 ○調査結果の集約・整理、報告
物資調達班	まちづくり課長	まちづくり課	○協定等物資調達調整 ○食料・生活必需品等被災者のニーズの把握
物資輸送班	教育課長	教育課	○物資の管理・リスト管理 ○防災拠点までの輸送調整及び物資（支援物資含む。）の受入・配分調整 ○防災拠点から避難所への物資輸送・物資の配分 ○トラック業協会との運送調整
救援物資班	福祉課長	福祉課	○救援物資の受入・配分調整 ○義援金・見舞金の受入調整
災害時要援護者支援班			○災害時要援護者に対する情報伝達 ○福祉避難所の開設及び調整

対策部名	統括	班名・班員	分 掌 事 務
健康医療班	健康増進課長	健康増進課	○医療機関との調整及び広域医療搬送計画の作成 ○感染症等に関する情報収集・整理・報告及び関係機関との連携 ○避難者・避難所等への衛生管理指導 ○遺体の取り扱い（収容・保管）に関する調整
避難所運営プロジェクト班	監査委員事務局長	監査委員事務局	○避難所（調整）開設・運営指示 ○避難所班の統括 ○避難者ニーズの汲み取り ○避難所運営委員会参加（避難所職員）

イ 災害対策部

対策部名	統括	班名・班員		分 掌 事 務
災害対策本部 阿蘇地域現地	内牧支所長		内牧支所	① 災害情報の収集・整理及び報告に関する事項 ② 支所機能の確保に関する事項 ③ 他の部班への応援・協力
災害対策本部 波野地域現地	波野支所長		波野支所	① 災害情報の収集・整理及び報告に関する事項 ② 支所機能の確保に関する事項 ③ 他の部班への応援・協力
プロジェクト班 り災・調査	税務課長		全職員	① 土地、家屋等の被害調査情報収集に関する事項 ② 住家被害認定調査に関する事項 ③ 住家のり災証明書の発行に関する事項 ④ 被災証明書の発行に関する事項 ⑤ 商工・観光業者の被災状況調査に関する事項 ⑥ 事業所等に係るり災証明書の発行に関する事項 ⑦ 被災宅地及び建築物の危険度判定に関する事項 ⑧ 他の部班への応援・協力
現地調整班	職員待機班長		職員待機班から係長級以上の必要人員を選任（警戒本部体制時から選出）	① 被災現場における行政区長及び住民と救助部隊等との調整 ② その他災害対策本部から指示された事項
総務対策部	総務部長	総務・財政・出納・議会対策班	総務課 企画財政課 会計課 議会事務局	① 職員の動員、派遣に関する事項 ② 災害経費の予算措置 ③ 車輛の配置編成等に関する事項 ④ 災害救助基金の出納に関する事項 ⑤ 義援金等現金の保管に関する事項 ⑥ 財産区簡易水道災害対策に関する事項 ⑦ 応急対策物品の購入出納に関する事項 ⑧ 議会事務局の分掌に係る災害対策に関する事項 ⑨ 議会関係機関の視察等に関する事項 ⑩ 広報活動に関する事項 ⑪ 他の部班への応援・協力
市民対策部	市民部長	災害救助・保健・衛生・労務・医療対策班	市民課 人権啓発課 福祉課 ほけん課 健康増進課	① 災害救助法歳入事務に関する事項 ② 災害物資受入及び義援金・見舞金に関する事項 ③ 日赤との連絡に関する事項 ④ ボランティア等労務者の充足対策に関する事項 ⑤ 福祉避難所の開設・運営・調整に関する事項 ⑥ 避難行動要支援者に関する事項 ⑦ 食品等衛生管理に関する事項 ⑧ 清掃に関する事項 ⑨ 医薬品、衛生材料の調達に関する事項 ⑩ 救護に関する事項 ⑪ 医療関係者の動員要請、患者輸送に関する事項 ⑫ 医療及び助産に関する事項 ⑬ 遺体安置所の設置運営に関する事項 ⑭ 災害瓦礫の処理に関する事項 ⑮ 保健衛生に関する事項 ⑯ 他の部班への応援・協力

経済対策部	経済部長	農林畜産・物資・事業所・食料対策班	農政課 観光課 まちづくり課 農業委員会	① 応急食糧の確保調整に関する事項 ② 救助物資の斡旋に関する事項 ③ 農地、林野、治山、林道、農道等被害取りまとめ及び復旧に関する事項 ④ 燃料の確保調達輸送に関する事項 ⑤ 関係事業者の被害金融資に関する事項 ⑥ 他の部班への応援・協力
土木対策部	土木部長	土木・住環境・給水対策班	建設課 上下水道課 住環境課	① 土木施設の応急対策資材の確保に関する事項 ② 交通途絶時の対策に関する事項 ③ 土木施設に対する被害取りまとめ及び復旧に関する事項 ④ 自宅瓦礫撤去、障害物除去、宅地防疫に関する事項 ⑤ 飲料水の確保、供給に関する事項 ⑥ 上下水道の復旧に関する事項 ⑦ 他の部班への応援・協力
教育対策部	教育部長	文教・給食対策班	教育課	① 応急教育対策に関する事項 ② 文教施設の災害情報収集、被害取りまとめ及び復旧に関する事項 ③ その他教育委員会の所掌事務に係る災害予防、災害応急対策に関する事項 ④ 物資輸送、炊き出しに関する事項 ⑤ 他の部班への応援・協力

(2) 設置及び廃止の基準

① 災害対策本部の設置基準は次による。

- ア 市内で震度6弱以上の地震が発生し、または被害が発生している場合。
- イ 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、人命に危険が及びその規模及び範囲からして本部を設置して応急対策を必要とするとき。
- ウ 熊本県の土砂災害警戒情報が発表され、床下浸水などの被害の報告を受信したとき、または避難指示を発令した場合で市長が必要と判断した場合。
- エ その他、激甚災害等により特に応急対策を実施する必要があるとき。

② 災害対策本部の廃止基準は次による。

- ア 負傷者等の治療が終わるとき。
- イ 道路等復旧の見込みが立ったとき。

なお、本部の設置及び廃止は必要な関係機関に通報するものとする。

(3) 関係部隊との連携

- ア 阿蘇市消防団に指揮本部設置を要請する。
- イ 関係機関に対しＬＯ（リエゾン）を派遣要請する。

第2節 職員配置計画（防災情報課・総務部）

1. 職員配置体制の整備

関係機関並びに市役所の各部長は災害発生の恐れ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に講じるため、所属職員の全員又は一部が直ちに応急措置に従事し活動されるよう、あらかじめ待機体制を定め所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

災害対策本部設置前までの体制は、第1警戒体制、第2警戒体制、災害警戒本部体制及び非常時緊急体制とし、それぞれの役割は次に示す通りとする。

2. 災害対策本部設置前の警戒配置

（1）第1警戒体制（注意態勢）

ア 設置目的

3役（市長、副市長、教育長）に対し今後の気象（地象）の見通しにおける警戒体制を報告する。

（気象ブリーフィング）

イ 設置基準

（ア）気象業務法等における警報を発表するような気象（地象）が予想される場合で早期注意情報

（警報級の可能性）が発表されるとき。（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）含む）

（イ）噴火警戒レベル2が発令された場合で気象等ブリーフィングが必要な場合

ウ 組織及び主要業務

長	編 成	人員	主要業務
危機管理監	防災交通係長	2	・ 気象 BF ・ 今後の体制 ・ 調整会議

エ 体制時間

時間内

オ 調整会議

大型台風の接近または、梅雨期の早期警戒情報（警報級の可能性）が発表された場合で警戒体制を早期に確立する場合、防災情報課が事務局となり会議の開催日時を決定通知する。概ね熊本気象台 Web 会議の結果を参考に、じ後の待機体制を検討する。その際、対応計画表（次頁参照）に従い、関係部局は、その準備状況を会議で報告する。

組織	事務分掌
市長、副市長、教育長、消防団長、災害対策本部員（総務部長、市民部長、経済部長、土木部長、教育部長、議会事務局長、防災情報課長、危機管理監）	台風接近時や災害発生が予想されるときに開催する。装備品や消耗品、市内の危険箇所などについて、事前に準備を行い、情報の共有と対応方針を協議により、決定する。

（2）第2警戒体制（情報収集態勢）

ア 設置目的

高齢者等避難発令に必要な情報収集等及び市民・職員に対する警報伝達等を実施して災害発生時の初動対応に万全を期す。

イ 設置基準

（ア）気象業務法等に基づく災害に関する警報または自主避難所を開設した場合（震度4または南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は防災情報課対応）、防災情報課長が情報連絡本部を設置する。

（イ）噴火警戒レベル3（噴火を伴わない場合）が発令された場合は防災情報課で対応

ウ 組織及び主要業務

長	編 成	人員	主要業務
防災情報課長	本部班、総務待機班、職員待機班 内牧支所待機班、波野支所待機班 上下水道待機班	29 ～ 30	・ 警報伝達、災害情報及び被害報告 の収集等並びに避難所開設、警戒本 部設置準備

(3) 災害警戒本部体制（警戒態勢）

ア 設置目的

避難指示の為に必要な情報収集及び災害発生時の応急措置により減災に万全を期す。

イ 設置基準

(ア) 気象業務法等に基づく災害に関する土砂災害警戒情報（大雨洪水警戒）が発表される可能性のある場合（発表された場合）、震度5弱以上を観測した場合、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、総務部長は設置する旨を市長に報告し、設置する。この際、必要な班を示し動員する。

(イ) 噴火警戒レベル3（噴火を伴う場合）

ウ 組織及び主要業務

長	編 成		班員	主要業務
総務部長	①総務・広報班 ・ 総務課長	・ 総務課 ・ 企画財政課 ・ 税務課	4	○職員招集（安否確認） ○区長との連絡調整（情報収集） ○電話対応 ○SNSなどでの情報発信 ○報道機関の取材対応
	②情報班 ・ 防災情報課長	・ 防災情報課	4	○通信機能の維持・確保 ○気象情報・被害情報収集分析 ○今後起こり得る状況の分析
	③総括・対策班 ・ 危機管理監	・ 防災情報課	4	○全般状況の把握 ○避難所の開設指示（伝達） ○情報要求の決定 ○避難情報等発令計画の作成 ○消防団の招集・運用 ○防災行政無線の運用 ○災害情報共有システム（Lアラート）の発信
	④職員待機班 ・ 課長等		13 ～ 14	○避難所の開設、管理及び運営 ○現地の被害状況等のパトロール ○班長の指示により現場対応 ○震度5弱以上の地震が発生した場合の避難所安全点検 ○班長は班員の勤怠管理（時間外勤務命令書の作成、人事係へ提出） ○災害対策本部移行前の現地調整班の編成
	⑤内牧支所待機班 ・ 指定班長			待機業務の総括、気象状況監視、情報収集、経過記録、区長連絡、パトロール、本庁との連絡調整など
	⑥波野支所待機班 ・ 指定班長			
	⑦上下水道班 ・ 上下水道課長	上下水道課 企画財政課	2	○被害情報収集・対応・指示 ○上下水道の復旧に関する調整・指示
	⑧土木班 ・ 建設課長	建設課	2	○道路・河川に関する被害情報の収集 ○道路交通統制の実施及び警察署との連絡調整
	⑨農政班 ・ 農政課長	農政課	2	○被害情報収集・対応・指示
	⑩物資調達班 ・ まちづくり課長	まちづくり課	2	○食料・生活必需品等被災者のニーズの把握

	⑪物資輸送班 ・教育課長	教育課	2	○物資の管理・リスト管理 ○防災拠点までの輸送及び防災拠点から避難所 への物資輸送・物資の調整 ○トラック業協会との運送調整
	⑫救援物資班 ・福祉課長	福祉課	1	○救援物資の受入・配分調整
	⑬災害時要援護者支援班 ・福祉課長（兼）		2	○災害時要援護者に対する情報伝達 ○福祉避難所の開設及び調整
	⑭健康医療班 ・健康増進課長	健康増進課	2	○医療機関との調整 ○避難者・避難所等への衛生管理指導

エ 関係機関との連携

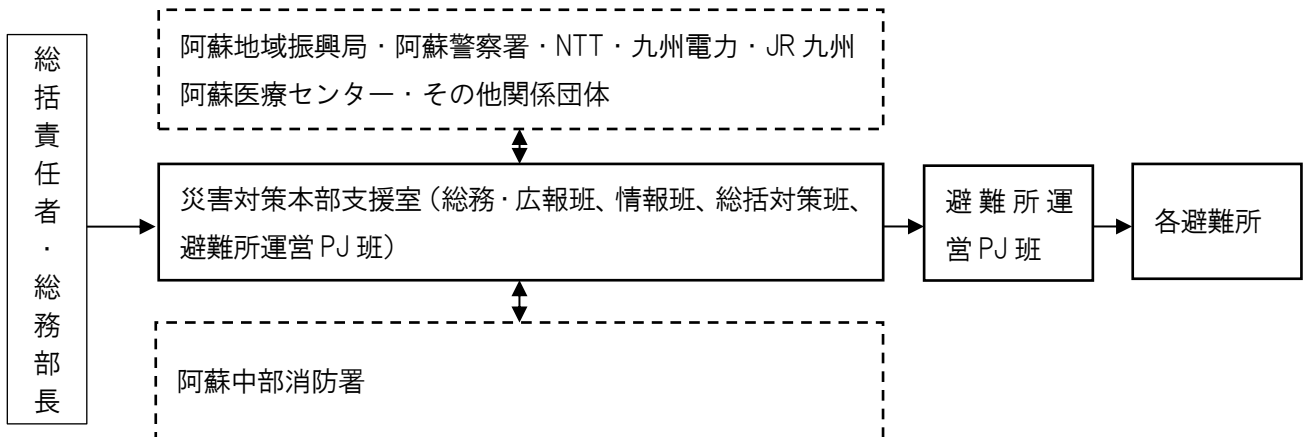
（ア）阿蘇市消防団に消防団指揮本部設置を要請する。

（イ）関係機関に対しＬＯ（リエゾン）の派遣を要請する。

(4) 非常時緊急警戒体制

夜間・休日等に震度6弱以上の地震が発生し、職員の自主参集後、災害対策本部が設置されるまでの間は、次の組織体制により初期応急活動を行う。

この場合、初動期の総括責任者は総務部長とする。総務部長不在の場合は防災情報課長が代理する。

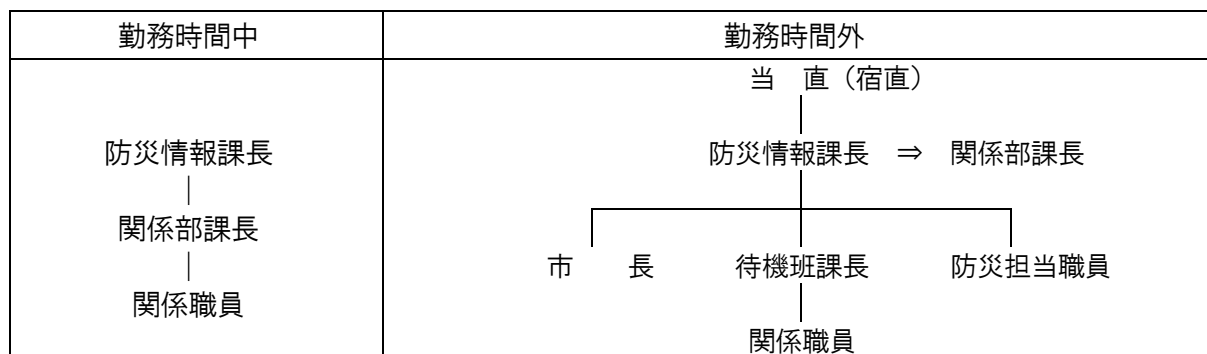


(班編成)

名称	班長	構成課・人員等	職務内容
総務・広報班	総務課長	総務課 企画財政課 会計課	○電話対応 ○参集職員の宿泊場所および食料品の確保 ○行政区からの情報収集 ○各部局への伝達 ○自主避難所運営の補助
情報班	防災情報課長	防災情報課	○通信手段の確保 ○システム入力 ○ホワイトボード等による情報の整理 ○パソコン入力 ○連絡調整（災害対策部、防災関係機関との情報交換および情報収集）
総括・対策班	危機管理監		○災害対策本部会議室の準備 ○会議の議事録の作成 ○各対策部の災害対策情報の整理
避難所運営PJ班	監査委員事務局長	避難所運営PJ班	○避難所の安全点検 ○避難所の開設・運営
現地調整班	職員待機班長		○災害救助に対する行政区長等調整準備

(5) 職員の招集

① 職員配置指令の伝達



- ② 災害関係部課長は、所属職員の招集、又は連絡にあたっては、最も迅速かつ的確な方法によるものとする。

(6) 配置の解除

応急措置の配置体制は次の場合解除するものとする。

- ① 災害発生のおそれのある注意報及び警報が解除されたとき。
- ② 災害発生危険が去ったとき。
- ③ 被害の不拡大が確認されたとき。
- ④ その他市長（本部長）が解除の指示をしたとき。

3. 災害対策本部設置後の配置体制

【配置体制の基準】

区 分	配 置 期 間	配 置 内 容
各対策部	ア. 広域にわたる災害が発生し、特に被害が甚大な場合で、全職員をもって災害対策に対処する必要のある場合。 イ. その他必要に応じ、本部長（市長）が当該配置を指示したとき。	全職員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が協力的に推進できる体制とする。

4. 職員の応援

- (1) 市長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ、円滑に実施するため必要があると認めるときは、各部課に属する職員を、他の部課に派遣することを指示するものとする。
- (2) 基本法第68条による知事に対する職員の応援要請は県出先機関を経由して本庁関係部課に要請するものとする。

5. 職員の派遣

災害の応急対策又は災害復旧のため必要があるとき市長は、地方自治法第252条の17及び基本法施行令第17条の規定により他の地方公共団体、又は国の機関の職員派遣を要請することができ、また基本法第30条の規定により、職員派遣の斡旋を求めることができる。

(1) 市

災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けたときの取扱いは、地方自治法第252条の17及び基本法第32条の規定により、災害時における派遣職員の円滑な受入れを図り、もって応急措置の実施促進を図る。

(2) 災害派遣手当

災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、基本法第32条により市は災害派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、昭和51年3月自治省告示第118号によるものとする。

(3) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

- ① 国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、基本法施行令第18条による。
- ② 県及び市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は地方自治法第252条の17第2項による。

(4) 応援職員の健康管理等

応援職員の派遣に当たっては、市は、感染症対策等のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

第3節 応援要請計画（総務部）

大規模な災害が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、近隣の団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮するものとする。

(1) 「熊本市市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

市の区域において、地震等の災害に被災し単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、熊本市市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結）に基づき応援要請を行うものとする。

なお、市町村区域を超える住民の広域的な避難などの想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。

(2) 県への応援又は応援幹旋の要請

市は地域に係る災害が発生した場合において、応援措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の幹旋を要請するものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画（陸上自衛隊第8師団）

この計画は、天災地変その他の災害に対し、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

1. 災害派遣の要請責任者

自衛隊への災害派遣要請は、自衛隊法第83条に基づき、次の災害派遣要請権者が行う。

- (1) 市長が知事へ要求
- (2) 知事が自衛隊へ要請

但し、市長は基本法第68条の2第2項に基づき、被災等により自衛隊の派遣要求ができない場合には、直接自衛隊に対して災害状況等を通知するものとする。

2. 自衛隊災害派遣要求

本市を担当する自衛隊災害派遣部隊は次の部隊である。

- (1) 所在地 熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
- (2) 部隊名 陸上自衛隊北熊本駐屯地 第8師団 第42即応機動連隊機動戦闘車隊
- (3) 電話 096-343-3141

3. 災害派遣要請の基準

災害派遣の要求の基準は次のとおりとする。

(1) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。

(2) 緊急性

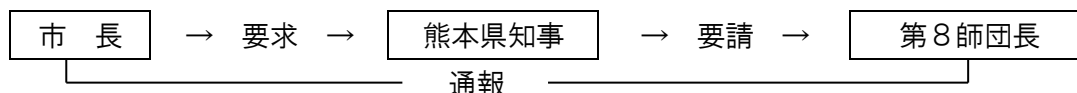
さし迫った必要性がある。

(3) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

4. 災害派遣要請先

市長は、入手した情報により自衛隊の災害派遣の有無を判断し、要請する場合は熊本県知事に要求するものとする。



5. 災害派遣要請に含める事項

市長が知事に対し災害派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他、参考となるべき事項

ただし、突発的災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

6. 災害派遣の要請手段

(1) 市長が自衛隊の派遣を要請する場合は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭若しくはFAXで行うものとする。

(2) 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

7. 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

(1) 人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出・救助

(2) 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火

(3) 水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み

(4) 救援物資の輸送：車輛及びヘリコプターによる物資の輸送

(5) 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等

(6) 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫

(7) 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水

(8) 給食：炊事車による炊飯（温食）

(9) 宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置

(10) 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設

8. 派遣部隊等の処置

自衛隊派遣に関し、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権限を侵害することのないよう処置するものとする。

(1) 派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設の便宜を与えること。

(2) 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等については、別途依頼すること。

(3) 自衛隊の作業に対し、市及び地域住民は積極的に協力すること。

- (4) 災害地における作業に関しては、市と自衛隊指揮官との間で十分協議して決めること。
- (5) その他使用機材等の準備経費の負担区分については、県地域防災計画書によること。

第5節 気象予警報等伝達計画（防災情報課・総務部）

災害に関し基本法、気象業務法に基づく注意報及び警報等並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達し、防災措置の適切な実施を期するものである。なお、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

(1) 注意報、警報、特別警報及び土砂災害警戒情報

注意報とは、いずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う予報をいう。

警報とは、いずれかの地域において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づいて、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。

特別警報とは、予想される現象が特に異常であり、いずれかの地域において重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づいて、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警告するために行う予報をいう。

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）または大雨特別警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難指示等の判断を支援するよう、また、住民の避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報をいう。

(2) 気象情報

気象情報とは、気象業務法に基づいて気象官署が、気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を、一般及び関係機関に対して具体的にすみやかに発表するものをいう。

大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では1時間110mm以上）を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。

(3) 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、規定された地震が発生した場合に気象業務法の定めにより、熊本地方気象台が、福岡管区気象台からの地震連絡報に基づき、防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいう。

(4) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(5) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(6) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき洪水等の災害が予想される場合、市長が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

1. 注意報及び警報等の取扱い

(1) 市における取扱い

市長は、各機関から伝達を受けた注意報及び警報などを本市防災計画（第6節通信施設利用計画）の定めるところにより速やかに住民に周知徹底するように努めるものとする。

2. 予警報等伝達責任者

注意報及び警報等の伝達を迅速、かつ的確に実施するため市は防災情報課職員より1名の予警報等伝達責任者を定めておくものとする。

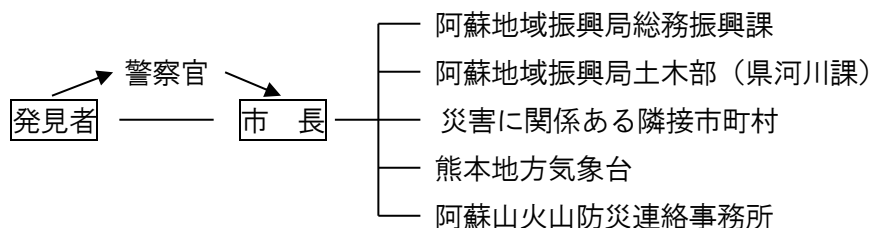
3. 異常発見時における措置

(1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により、市長又は警察官に通報するものとする。（基本法第54条）

(2) ここにいう異常現象とは、噴火現象、噴火以外の火山性異常現象、群発地震等の自然現象をいう。

(3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。

① 系統



② 通報の方法

市長から気象官署に対する通報は、電話によることを原則とする。ただし、地震に関する事項については文書によってもよいこととする。

第6節 通信施設利用計画（防災情報課）

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達もしくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行なうものとする。

(1) 気象予警報の伝達

災害時における気象予警報の伝達もしくは情報の収集、その他災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行なうものとする。

- ① 防災行政無線
- ② 阿蘇安全安心メール
- ③ 広報車
- ④ サイレン又は警鐘
- ⑤ お知らせ端末
- ⑥ エリアメール及び緊急速報メール
- ⑦ その他電話など速やかに周知できる方法

(2) 被害状況等の収集

① 調査班からの現地状況報告は次によるものとする。

ア IP無線機・簡易無線機 イ 電話

② 市長から県出先機関への報告

ア 県防災行政無線 イ 電話

その他応急措置のための指示又は報告についても前記①②に準ずる。

(3) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる場合を除き、各種の交通機関を利用し、又は徒歩による使用者をもって連絡するものとする。

第7節 情報収集及び被害報告取扱計画（防災情報課・各部）

基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集ならびに被害状況報告（以下「被害報告等」という）の取扱については次のとおりとする。

1. 実施責任者

市長は管内の被害報告等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行なうものとする。

2. 被害報告取扱責任者

市長は、被害報告等が迅速、かつ的確に処理できるよう、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておくものとする。 ＊防災情報課職員より1名

3. 被害状況等の調査

市長は、防災行政無線等の活用及び自主防災組織や行政区からの情報をもとに、管内の被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

また、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限に図られるよう、適切に対応するものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち（１）～（５）の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、電話通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

（１）人的被害

（２）火災の発生状況

（３）家屋等の被災状況

（４）住民の行動・避難状況

（５）土砂災害等の発生状況

（６）道路・橋梁被害による通行不能路線・区間

（７）孤立集落の発生状況

（８）医療救護関係情報

（９）その他業務継続に必要な情報

4. 被害報告

市長は、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、知事、その他の関係機関に報告するものとする。

第8節 広報計画（総務部）

災害時における情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関並びに住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図る。

1. 実施機関

基本法に定められている災害応急対策責任者（基本法第50条、第51条）は、それぞれの分担事務又は業務について、広報活動に努めるものとする。

報道機関への情報伝達は防災情報課において集約し、記者クラブ担当において連絡する。

2. 市における広報活動

- （1）収集した情報及び対策については、速やかに報道機関に発表し、住民に対する周知徹底を図るとともに、その他関係機関へ広報するものとする。また、「道の駅（阿蘇、波野）」を情報発信の拠点施設として位置づけし、当該施設を利用する車両通行者及び避難者等への情報提供に努めるものとする。
- （2）広報活動の資料ならびに記録用として、災害写真の撮影及び被災現場等の取材を行なう。
- （3）広報車等の活用により、被災地域における応急対策等について周知徹底を図る。
- （4）広報紙、チラシ、ポスター等を作成し広報を行なう。
- （5）その他必要事項（防災行政無線、SNS等電子媒体の活用）

第9節 応急措置等計画（各部）

1. 市長の応急措置

（1）市長の応急措置についての責任

市長は、市内の区域に係る災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、災害の発生を防御し、又は拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施するものである。（基本法第62条第1項）

（2）市長の出動命令等

市長は、災害の発生する恐れがあるときは、消防機関に出動の準備をさせ、もしくは出動を命じ、又は警察官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請するものである。（基本法第58条）

（3）設備物件の除去等事前措置

市長は、災害が発生する恐れがあるときは、災害を拡大させる恐れがあると認められる設備、又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を取ることを指示し、又はこれらの指示について状況によっては警察署長に要求することができる。（基本法59条）

（4）工作物等の使用、収用等

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めた場合には、現場の災害を受けた工作物、又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。（基本法第64条）

（5）車両の移動等

公安委員会及び要請を受けた道路管理者（道路管理者等）は、災害の発生及び大雪等において緊急通行車両の通行を確保するために必要な場合には、その管理する道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両や車両から落下した積載物等の物件（以下「車両等」という。）の所有者等に対し、車両等の道路外又は通行の妨害にならない場所への移動等の措置をとることを命ずることができる。

ただし、次に掲げる場合には、道路管理者等は自ら車両の移動等の措置ができるとともに、当該措置をとるためにやむを得ない限度において、車両等を破損することができる。

- ① 措置をとるよう命じられた所有者等が措置をとらない場合
- ② 所有者等が不在の場合
- ③ 道路状況等により所有者等に措置をとらせることができないため、道路管理者等が命令しないこととした場合

また、道路管理者等は、措置をとるためやむを得ない限度において、他人の土地を一時使用し、障害物を処分することができる。（基本法第76条）

- (6) 市長は、市内の区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条）

- (7) 損失補償

市長は、前記（4）により工作物等の使用、収用等の処分が行われたため当該処分により生じた損失、また前記（5）により緊急通行車両の通行を確保する措置のため生じた損失によって補償の請求があったときはこれを補償する。（基本法第82条第1項）

- (8) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

市長は、前記（6）等により、区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、従事した者がそのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態により、その者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。（基本法第84条）

2. その他の委員会委員の応急措置

本市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより市長の所轄の下にその所轄事務もしくは所轄業務にかかる応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力しなければならない。

第10節 水防計画（防災情報課）

1. 水防計画の目的

この計画は水防法第33条に基づき、洪水等による災害を警戒防御し、これによる被害を軽減する目的をもって市内各河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防の為の水防団ならびに消防機関の活動、水防管理団体間における協力及び応援ならびに水防に必要な器具資材及び設備の整備と運用について実施の大綱を示したものである。

水防計画については、別途作成し水防対策の万全を期している。

第11節 消防計画（防災情報課）

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

1. 実施機関

市は、市の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は市長が行なうものとする。

2. 消防活動

市は、消防施設及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火

災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減する。

3. 林野火災に対応する空中消火

市長は、大規模な林野火災が発生し、又は大規模となるおそれのある場合には、次の措置をとるものとする。

- (1) 市長又は消防長は、知事に対して、あらかじめ定められた要請基準に基づき、防災消防ヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等の搬送の要請を行うものとする。
- (2) 市長は知事に対して、「自衛隊災害派遣要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等の搬送及び活動隊員の派遣を要求することができる。
- (3) 市長及び消防長は、林業関係機関及び林業関係団体の協力を得て、空中消火活動の地上支援を行なうものとする。

4. 相互応援協定

市長又は消防長は、「熊本県消防相互応援協定」（平成27年度締結）の円滑な実施を図り、県内の消防相互応援体制（消防組織法第39条）を確立するものとする。

市は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるものとする。

5. 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の出動要請

市長は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

第12節 避難計画（防災情報課・各部）

災害のため危険な状態にある者に対して、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を実施して、住民等の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑化させることを目的とする。

1. 実施責任者

災害から住民等の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、災害応急対策の第1次実施責任者である市長を中心に、相互に連携協調し、避難の迅速、かつ安全な措置を行うものとする。

区分	災害の種類	実施責任者
高齢者等避難	全災害	市長
避難の指示	全災害	市長（基本法第60条）
		警察官（基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）
		海上保安官（基本法第61条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
	洪水災害	知事又は、その命を受けた職員（水防法第29条） 水防管理者（水防法第29条）
	地すべり災害	知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）
緊急安全確保	全災害	市長

2. 避難指示等の住民への伝達

市は、風水害、地震等の自然災害に住民が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、適時適切に避難指示等の発令を行うこととする。（別表1及び2のとおり）

高齢者等避難の発令は、一般住民に対して避難を呼び掛けるとともに避難行動支援者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、早めのタイミングで避難開始を求めるもので、あらかじめ把握している避難

行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、安否確認、救助活動を実施する。

なお、浸水想定区域内に位置する防災上の配慮を有する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）は次のとおりである。

施設名称	施設所在地	施設名称	施設所在地
古城保育園	阿蘇市一の宮町手野 1030	そのだ歯科医院	阿蘇市内牧 1076-13
一の宮中学校	阿蘇市一の宮町宮地 1669-2	市原歯科クリニック	阿蘇市三久保 541-5
一の宮小学校	阿蘇市一の宮町宮地 1680	さかなしハートクリニック	阿蘇市小里 249-2
一の宮高齢者センター	阿蘇市一の宮町手野 963-1	阿蘇温泉病院	阿蘇市内牧 1153-1
内牧保育園	阿蘇市内牧 169	一の宮整形外科	阿蘇市一の宮町宮地 1810-1
乙姫保育園	阿蘇市乙姫 127-5	問端医院	阿蘇市内牧 115
内牧小学校	阿蘇市内牧 1376	グループホームといはた	阿蘇市内牧 117
阿蘇中学校	阿蘇市内牧 609	障がい者支援施設たちばな園	阿蘇市三久保 715
阿蘇保健福祉センター	阿蘇市内牧 976-2	阿蘇きぼうの家	阿蘇市西町 530
一の宮保健センター	阿蘇市一の宮町宮地 504-1	デイサービス宝泉郷	阿蘇市内牧 1110-1
阿蘇市地域包括支援センター	阿蘇市内牧 976-2	デイサービス阿蘇ふれあい	阿蘇市内牧 353
デイセンターごがく	阿蘇市一の宮町手野 963-1	住宅型有料老人ホームみずあさぎ	阿蘇市内牧 1110-1
小野主生医院	阿蘇市内牧 227-12	デイサービスこころ	阿蘇市小里 271-8
阿蘇温泉病院桃花水	阿蘇市内牧 1159-6	小規模多機能型居宅介護つどい 特定施設入居者生活介護つどい	阿蘇市小池 9
ケアハウス茶寿苑	阿蘇市内牧 1079-12	くるみ幼稚園	阿蘇市内牧 1172
阿蘇温泉病院短時間通所リハビリテーション	阿蘇市内牧 115-1	障がい児支援施設きらり	阿蘇市内牧 182-1
愛ライフ内牧	阿蘇市内牧 1105-1	障がい児支援施設びーぶる	阿蘇市内牧 353
サービス付き高齢者向け住宅 阿蘇山荘	阿蘇市小里 271-8	障がい児支援施設あそびいえ ーす	阿蘇市中通 2177
養護老人ホームあそ上寿園	阿蘇市乙姫 1600-1	障がい者グループホームむね の木のした	阿蘇市内牧 594-8

また、避難するための情報の提供や避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴を踏まえつつ、早めの判断を行うものとする。

また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を住民に呼びかけるものとする。

伝達にあたっては、最も迅速的に住民に周知できる方法により実施するが、各種情報伝達の特徴を踏まえ、おおむね第3章第6節「通信施設利用計画（1）気象予警報の伝達」の複数の方法による伝達周知とする。

市長は、危険地区ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。

3. 警戒区域の設定

市長、もしくはその委任を受けた市の職員は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。（基本法第63条）

市長からの要求等により、警察官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を市長に通知するものとする。

警戒区域の設定をした場合は、警戒員を配置するとともに、警戒区域であることの表示を行う。

4. 避難指示等及び避難誘導の方法

高齢者等避難の基準は、災害の種類及び地域性等により異なるが、おおむねの基準は次のとおりとする。なお、実施責任者は、発令の時期を失せぬよう防災関係機関と連携を取りながら監視体制を強化し、災害発生の際等の発見に努めるものとする。

(1) 高齢者等避難の基準

① 洪水、豪雨、土石流の場合

別表1及び別表2のとおりとする。

② 暴風の場合

相当な暴風の襲来により、短時間後に災害がおこることが予想され、生命、身体に危険が及ぶおそれがあるとき。

③ 地震の場合

震度5弱以上の地震が発生し、人命に危険が及ぶことが予想されるとき。

④ 噴火の場合

噴火警戒レベル3又は4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるとき。

⑤ その他

周囲の状況から判断し、災害の危険性が相当近まったとき。

(2) 避難指示等の基準

暴風、豪雨、洪水、土石流、地震、噴火、その他災害発生の事象が高齢者等避難の段階より悪化し、災害の発生が切迫し、かつ確実視される場合、又は突然、災害発生の諸現象が現れたときは、直ちに避難の措置を行うものとする。(別表1及び別表2のとおり)

(3) 避難誘導の方法

避難誘導は、災害という特殊条件の下に行われるものであるから、責任者は安全、かつ迅速に実施するものとする。なお、避難経路等は平素から、あらかじめ定めておき、住民に周知徹底し、避難誘導の万全を図るものとする。

(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、避難支援者、自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員、と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのように支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

また、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立ち退きを指示することが出来る。

(5) 避難行動要支援者に関する避難支援等

災害発生時には、高齢者、障がい者など要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。このため、避難行動要支援者の安全を確保するため、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるとともに、別に定める「災害時要援護者避難支援計画」により支援体制の整備を図り、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

① 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には災害時要援護者避難支援計画に定める。

- ア 要介護3以上の認定を受けている者
- イ 重度の障がい者
- ウ 上記以外で市長が必要と認めた者

② 避難行動要支援者名簿情報

避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

③ 避難支援等関係者

避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、市条例に特別の定めがある場合等を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 社会福祉関係者
- オ 自主防災組織
- カ 医療機関
- キ 福祉関係事業者
- ク 地域包括支援センター
- ケ その他、災害時要援護者避難支援計画に定める団体等

④ 名簿に掲載する個人情報の入手

避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部署で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

⑤ 名簿の更新

住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

⑥ 名簿提供における情報の管理

避難行動要支援者名簿の提供に関しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう

指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

⑦ 緊急連絡体制の整備

地域ぐるみの協力のもと、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

⑧ 避難体制の確立

ア 避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援護者等を定めるものとする。

イ 避難行動要支援者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

ウ 災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

エ 収容避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。

オ 在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

⑨ 防災教育・訓練の充実等

避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。また、指定避難所や仮設住宅、ボランティア活動場所等において、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止し、被災者や支援者が被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の教育を図るものとする。

(6) 車中避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応

市はやむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じするための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなどを避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

また、行政区・自主防災組織・消防団・ボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所以外避難者を把握し、必要に応じて避難所へ誘導を行うものとする。

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利

用者に対しても提供するものとする。

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(7) 外国人に対する防災知識の普及

外国語による表記やふりがなを付記するなど分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど、要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、市が行う避難訓練への外国人住民の参加促進や、外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため市職員の対応力を図る。

5. 避難所の開設及び収容

災害救助法（以下「救助法」という）が適用された場合の避難所の設置は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところにより行うものとし、その基準の概要は次のとおりである。なお、救助法が適用されない場合もこれに準じて行なうものとする。

また、要配慮者の特性に可能な限り配慮するとともに必要なスペースを確保し、場合によっては、病院や社会福祉施設への収容についても検討を行うものとする。

- (1) 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者並びに避難指示等が出た場合等で、現に被害を受ける恐れのある者に限り収容するものとする。
- (2) 避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合、又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に応急建物、又は天幕等を設置して避難所とする。
- (3) 市長は、避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

また、特定避難場所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等避難の円滑化に努めるものとする。

- (4) 市長は、避難所を設置したときは、知事に直ちに次の事項を報告しなければならない。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設予定時間

- (5) 市長は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (6) 市長は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換に努めるものとし、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に感染症流行時において、災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態にならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。
- (7) 市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要

に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (8) 市長は、避難所運営の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (9) 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互い助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう努めるものとする。
- (10) 市長は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (11) 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、飼養スペースを準備するなど適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
- (12) 市長は、避難所の衛生環境に支障が生じないように、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなごみ処理を進めるものとする。
- (13) 市長は、警察及び防犯ボランティア団体と連携し、避難所の防犯活動に推進するものとする。
- (14) 市長は、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

6. 防火対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業場、興行場、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。特に学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

(1) 実施方法

- ① 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置を取らせるものとする。
- ② 学校長は教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

- ③ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講じるものとする。

(2) 実施要領

- ① 教育長の避難の指示等は、市長の指示により行うほか、安全性を考慮して速やかに実施するものとする。
- ② 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期及び災害発生場所等を考慮して、危険が迫っている学校から順次指示するほか、メールやファックス等により必要な情報を市内の学校全てに伝えるものとする。

- ③ 児童生徒の避難順位は、低学年、疫病者等を優先して行うものとする。
- ④ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、高齢者等避難の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。
- ⑤ 災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 留意事項

- ① 教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速、かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。
- ② 学校長は、次の事項について検討し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。
 - ア 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - イ 避難場所の指定
 - ウ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - エ 児童生徒の携行品
 - オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ③ 危険な校舎及び高層建築の校舎については、特に平素から非常口等を確認するとともに、緊急時に使用できるように整備しておくものとする。
- ④ 災害が校内又は学校付近に発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報するものとする。
- ⑤ 災害の種別、程度により、児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法によるものとする。
 - ア 地区担当教師の誘導を必要とする場合は、地区ごとに安全な場所まで誘導するものとする。
 - イ 地区ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険個所（がけ崩れ、危険橋堤防）の通行は避けるように配慮するものとする。
- ⑥ 学校長は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに市に対して、児童生徒数の数その他必要な事項を報告するものとする。
- ⑦ 学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒等の保健衛生について必要な措置講じるものとする。
- ⑧ 児童生徒が家庭にある場合の臨時休校の通告及び連絡等の方法を、児童生徒に周知徹底しておくものとする。
- ⑨ 学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。特に、水害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

- ① 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。
- ② 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童生徒等及び保護者に連絡するものとする。
- ③ 全児童生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は市の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。
- ④ 避難が長期間となるおそれがある場合は、市長は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

この場合において、教育長が、教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

7. 避難予定場所

市長は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごと及び災害種別ごとの必要十分な避難予定場所を定め、平時からその所在、名所、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。

また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

なお、避難予定場所については、次の事項に留意して設定するものとする。

- (1) 洪水、山津波の危険地域においては、地形的に安全な場所であり、水流、湛水に耐える建築物であること。
- (2) 地震又は地すべり、崖崩れの危険地域においては、地形的に安全な場所で、出来る限り耐震性の強い建築物であること。
- (3) 強風時の危険地域においては、地形的に安全な場所で、出来る限り耐火建築物であること。
- (4) 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (5) 速やかに、避難者を受入れ、又は生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (6) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (7) 管理者の同意を得ること。

前記基準によって、市の避難予定場所を別表3のとおりとする。

8. 避難路

(1) 避難路の整備計画

市は、避難場所又はそれに相当する安全な場所に通じ、避難者が迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備を検討していく。

9. 応急仮設住宅建設予定場所の選定

市は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討にあたっては、将来的な集約や復旧・復興のあり方も考慮する。

第13節 救出計画（各部）

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を搜索し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

1. 実施責任

- (1) 救出は原則として、市長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者は救出を実施し、又は市長に協力するものとする。
- (3) 災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行規則」に定めることによる。

2. 救出対象者

罹災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害等とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - ① 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - ② 地震、がけ（山）崩れ、噴火等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
 - ③ 水害の際に流出家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合

④ 山津波により生き埋めになったような場合

⑤ 登山者が多数遭難したような場合

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生命が有るかどうか明らかでない者とする。

3. 救出の方法

救出は、災害の種別、被害地域の災害状況等の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生したときは、市長は直ちに県等の出先機関（地方警察）並びに消防本部と連絡を取るとともに、消防団員、その他奉仕団員等を動員して、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで速やかに救出作業を実施するものとする。

4. 応援の手続き

市長において救出作業ができないとき、資機材等の調達ができないとき、また応援を受ける必要があると認めたときは、県等の出先機関（地方本部）に対し要請を行うものとする。なお、要請に際しては、関係機関の活動拠点場所として、また重機等の待機場所及び資機材の保管場所として、市の公共施設や道の駅（阿蘇、波野）の駐車場の一部及び休憩室等を必要に応じて利用し、救出活動をはじめ災害活動が円滑に行えるよう努めるものとする。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動を行うとともに、関係機関間の情報共有のため定期的に救出活動調整会議を開催するものとする。

第14節 行方不明者等搜索及び収容埋葬計画（防災情報課・市民部）

災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の事情からして既に死亡していると推定される者を搜索し、又は死亡者の死体処理を行い、民心の安定を図るものとする。

1. 実施機関

行方不明者等の搜索及び処理等は、市長が警察機関、消防機関等の協力を得て行うものとする。但し、救助法を適用した場合は知事が行うが、委任したとき、又は知事において救助のいとまがないときは知事の補助機関として市長が行う。

なお、その搜索及び死体の処理については、県地域防災計画第1編第3章第14節に基づき実施するものとする。

2. 火葬場の所在及び処理能力

阿蘇広域行政事務組合火葬施設（0967-22-0092）

阿蘇市一の宮町宮地4556番地18 3体

3. 埋葬場所

阿蘇市内の寺院等

第15節 公安警備計画

災害に際し、住民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の治安と秩序を維持し、警察、消防団、その他の関係機関及び市民と協力して応急措置の活動にあたる。

第16節 保健医療救護計画（市民部）

災害のため医療機関が被災し、本来の機能を発揮することが不可能となったような場合、応急的な医療提供体制を確保し、罹災地住民の医療救護を図るものとする。

1. 実施機関

(1) 災害時における医療救護は、市長が行うものとする。

(2) 市で処理できないときは、隣接市町村、県その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2. 救護体制の整備

市長は、地元医療機関及び医師会等の協力を得て、市単位の医療救護に関する体制を整えておくものとする。

3. 救護活動

(1) 市長は、災害の状況に即応し、医療救護活動を行う。市だけで対応できないときは、市町村相互間の応援協定に基づき隣接市町村等に応援を要請するとともに、県に応援協力を要請する。

(2) 市は、被災地の状況に応じ適当な場所に医療救護所を設置する。

4. 災害救助法による医療救護

救助法が適用された場合の医療救護は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

5. 損害の補償

市長は、災害対策基本法第65条及び第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第17節 災害ボランティア活用計画（市民部）

市は、大規模災害発生時における応急対策を迅速かつ的確に実施するため、阿蘇市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、災害ボランティア受け入れ態勢を確立する。

1. 災害ボランティア受け入れ体制の確立

(1) 市長は、大規模災害発生後、速やかに社会福祉協議会等に災害ボランティアセンターの設置を要請するとともに災害ボランティア窓口を設置し、受け入れ体制を確立するものとする。

(2) 災害ボランティアセンターボランティア受付窓口の活動内容としては、概ね次のとおりとする。

- ① 市からの情報に基づき必要とするボランティア業務の把握
- ② ボランティア活動の決定及びボランティア業務の把握
- ③ ボランティア活動用資機材の確保
- ④ ボランティアの受付
- ⑤ ボランティア連絡会議の開催
- ⑥ 市との連絡調整
- ⑦ その他ボランティア活動について必要な活動

2. 災害ボランティア参加協力要請

(1) 市長は協定書に基づく、協力の要請があった場合、第3章第8節「広報計画」に基づき報道機関、市広報車及び防災行政無線等により、被災情報を市内外の住民に対し伝達するとともに、被災者の救護及び生活援護ボランティア参加について協力を求めるものとする。

3. 災害ボランティアセンター

市は、ボランティア活動の円滑な推進に資するため、災害対策本部の中にボランティアに対する情報提供の窓口を設置し、必要なボランティア活動の内容、人員、活動場所等の情報を提供するものとする。

4. 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、道の駅（阿蘇、波野）のほか必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど支援に努めるものとする。

第18節 救援物資受入れ配分計画（教育委員会教育部・市民部・経済部）

各方面から寄せられる救援物資について、確実かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

また、物資の調達供給体制の確保のため、あらかじめ、他市町村・民間事業者との協定の締結や輸送拠点として、活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

市は、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

1. 不足物資の把握

市は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して市で対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

2. 受入体制

（1）拠点集積場所の選定

市は、防災計画に定める避難所の位置を勘案の上、効率的に物資の受入、輸送が行える場所を物資の拠点集積場所として、あらかじめ選定しておくものとする。

（2）拠点集積場所への職員等の派遣

市は、拠点集積場所に物資の集積を行う場合には、当該集積場所ごとに管理者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

不足物資の応援要請を行った場合、県のみならず、民間団体等から大量の物資が送付されてくる事が予想されるため、市は、その受入体制を整備し、配分調整、仕分け及び搬送のための人員の確保を図るものとする。

また、必要に応じ第17節「災害ボランティア活用計画」に基づく、民間ボランティアに協力を求め救援物資の受付、仕分け、配送等を行うものとする。

（3）救援物資の配布

救援物資の配布については、被災者の日常生活に支障をきたさないよう迅速かつ円滑に行うものとする。

（4）救援物資の輸送支援

市は、救援物資が円滑に輸送されるよう、活動拠点及び中継施設として道の駅（阿蘇、波野）のほか市の公共施設等を必要に応じて選定し、万全を期するものとする。

第19節 保健衛生計画（市民部）

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ適切な対策を行うものとする。

男性と女性のニーズの違いなど、男女共同参画の理念に基づき、それぞれに必要な支援を考えた行動が大事であり、特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段に努め、必要に応じ福祉施設や介護施設等への入所、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行う。

1. 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）の定めによるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生予防及びまん延の防止を図る。

（１）実施責任

市長は、知事の指示に従って、災害時における防疫上必要な措置を行なうものとする。

（２）防疫組織及び実施法等

知事及び市長は、感染症の予防及びまん延防止のため、感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとする。

① 防疫の実施組織

ア 防疫班の編成

市長は、防疫実施のため防疫班を編成し必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除を行う。

災害の規模に応じて、市長は知事に対して防疫班の派遣を要請することができる。

イ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市長は、災害時又は、その恐れが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周知な計画をたてておくものとする。

② 実施方法等

ア 消毒

市長は、知事の指示に基づき、感染症法第 27 条及び施行規則第 14 条・16 条並びに厚生労働省結核感染症所管課長の通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

イ ねずみ族昆虫等の駆除

市長は、感染症法第 28 条第 2 項及び施行規則第 15 条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づきねずみ族昆虫等の駆除を実施するものとする。

ウ 生活用水の使用制限等

感染症法第 31 条の規定により知事が生活用水の使用制限等を実施した場合、市長は生活用水の供給を実施するものとする。

（３）災害時感染制御支援チーム等の派遣要請

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請するものとする。

2. 健康管理

（１）市長は、エコノミークラス症候群の予防活動及び知識の普及・啓発に努める。

（２）市長は、誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア等歯科保健活動に係る知識の普及・啓発に努める。

第 20 節 廃棄物処理計画（市民部）

1. 計画の方針

災害発生による廃棄物処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図る。

このため、市はそれぞれの区域内における被災状況を想定した廃棄物処理計画、作業計画を策定するものとする。

2. 被害状況調査、把握

- (1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、阿蘇保健所に報告する体制を整備する。

3. ごみ処理計画

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じる。
- (2) 市は、ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、隣接市町村へ応援要請を行う。
- (3) 市は、防疫上食物の残り等、腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (4) 損壊家屋及び流失家屋のがれき等については、原則として被災者自ら市の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場所又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集処理を行う。
- (5) 災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置き場の設置を行うものとする。
- (6) 市は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。

また、仮置き場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。

4. し尿処理計画

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立する。
- (2) 市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、隣接市町村へ応援要請を行う。
- (3) 市は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所を設ける等、適性管理の対策を講じる。

5. 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 市は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。
- (2) 市は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。

また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は、隣接市町村等の応援依頼等により効率的な処理を確保する。

- (3) 市は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。

6. 廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 市は、被災地の廃棄物排出や処理能力等を想定のうえ、隣接市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 市は、広範囲の被災により隣接市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

第21節 地震災害対策計画（防災情報課）

地震は、その発生の形態、災害の規模等において、台風、集中豪雨等の災害と根本的に異なるものがあり、その対策においても特別な措置を必要とする。

本節においては、大地震発生時において緊急対策として措置しなければならない事項を定めるものとする。

る。

1. 指揮系統

大地震が発生した場合、市長の指揮のもと次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(1) 命令系統

- ① 大地震が発生した場合、市長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。
- ② 市長に事故があった場合は、副市長、総務部長の順位で指揮を執るものとする。

(2) 連絡系統

- ① 市内で震度4以上の地震が発生した場合、防災情報課長は直ちに、市長、消防本部に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。また、各課長にも連絡するものとする。
- ② 電話回線途絶により連絡不能な場合、防災情報課長は、無線、使者の派遣等により市長に連絡するものとする。

2. 組織の確立

地震による災害が発生する恐れのある場合又は発生した場合は、次の措置を講じるものとする。

(1) 職員の配置

- ① 地震が予知され、これに関する情報が発表された場合。
総務部長は、必要に応じ関係部長を招集し、情報を検討の上職員を配置し、情報の収集等にあたらせるものとする。
- ② 第2警戒体制
市内で震度4の地震が発生した場合は、防災情報課長による情報連絡本部を取るものとする。
- ③ 災害警戒本部体制
市内で震度5弱または震度5強以上の地震が発生した場合は、災害警戒本部の職員及び各部長は自主登庁する。被害発生の場合は市長の指示により災害対策本部を設置するものとする。
- ④ 災害対策本部体制
市内で震度6弱以上の地震が発生した場合は全員対応するものとし、自動的に災害対策本部を設置する。職員は直ちに自主登庁し応急業務にあたるものとする。ただし、道路の遮断等で登庁できない場合は、所属長へその旨連絡するものとし、最寄りの応急活動に従事するものとする。
- ⑤ 非常時緊急警戒体制
夜間・休日等に震度6弱以上の地震が発生し、職員の自主参集後、災害対策本部が設置されるまでの間は、臨時の組織体制（P30 参照）により初期応急活動を行う。
この場合、初動期の総括責任者は総務部長とする。総務部長不在の場合は防災情報課長が代理する。

(2) 本部会議等

市長は災害対策本部体制により参集した部長等により臨時会議を開催し今後の体制及び指針を示す。また、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は、本部会議の決定に基づき所属部員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

3. 応援協力体制

大地震による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期すものとする。

(1) 関係機関との相互連絡

市は、国、県、警察、消防、自衛隊等、関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速な対応に努めるものとする。

4. 応援要請

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県、自衛隊、消防機関、隣接市町村に対し応援を要請するものとする。

なお、応援の要請は、県地域防災計画第1編第3章第4節によるものとする。

5. 通信連絡体制

災害発生時における通信連絡は、第3章第6節「通信施設利用計画」によるが、特に次により通信手段の確保を図るものとする。

(1) 防災行政無線の運用

阿蘇市防災行政無線放送の運用に関する規則に従い運用し、通信連絡の確保を図るものとする。

(2) IP無線機の利用

IP無線機や簡易無線機を要して、被災地との通信連絡の確保を図るものとする。

6. 災害状況の把握及び広報

(1) 災害情報の収集は、第3章第6節「情報収集及び被害報告取扱計画」に定めるところによるものとするが、特に次の措置を講じ災害状況の把握に努めるものとする。

① 航空機による調査

市は、大地震の発生により被害拡大等の状況の把握を必要とするときは、知事に対し航空機による調査を要請するものとする。

② 調査班による調査の実施

市は、大地震による被害が発生したときは、防災行政無線の活用及び住民からの情報等をもとに、市内の被害情報の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査プロジェクト班を編成派遣し、下記被害状況の調査把握を行うものとする。

災害の初期段階においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとし、具体的な被害状況によらず、市役所、119番通報への殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ア 人的被害

イ 火災の発生状況

ウ 家屋等の倒壊

エ 住民の行動・避難状況

オ 土砂災害の発生状況

カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間

キ 医療救護関係情報

ク その他必要な被害情報

(2) 市民に対する広報

大地震時における災害情報の市民に対する広報は、第3章第8節「広報計画」に定めるところによるものとする。

(3) 県その他関係機関への通報又は報告

市長は管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告に当たっては、初動期は直接県本庁に報告するものとし、県本庁からの指示に基づき県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課を経由して報告する体制に移行するものとする。

また、市長が県（県庁又は阿蘇地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消

防庁)に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

7. 避難対策

大地震が発生した場合における避難対策は、第3章第12節「避難計画」に定めるところによるものとするが、特に次の措置を講じ、災害時における住民の避難が円滑、適性に行われるように努めるものとする。

(1) 避難指示等

避難指示等は指示の実施責任者は、大地震が発生した場合、避難の時機を逸しないよう速やかに避難指示等を行うものとする。

(2) 避難指示等の内容

避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項

(3) 避難指示等の伝達

- ① 避難指示等の実施責任者は、避難指示等を発したときは、時機を逸することなく、第3章第6節「通信施設利用計画(1) 気象予警報の伝達」による方法、関係者から直接の口頭及び拡声器等を用い、又は併用して迅速に地域住民に対し周知を図るものとする。
- ② テレビ、ラジオ等による避難に関する伝達の必要を認めたときは、県ならびに放送機関に対し放送を要請するものとする。

(4) 避難誘導

避難指示等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう消防機関等関係機関の協力を得て、行政区、市内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、外国人等の災害弱者の避難に配慮するものとする。

(5) 避難者の収容

既存の収容施設が被害を受けた場合、被害が多数のため既存の収容施設に収容できない場合、又は近くに安全な施設がない場合は、野外収容施設を運営するものとする。

8. 消火対策

大地震における消火対策は、第3章第11節「消防計画」に定めるところによるものとするが、市は特に次の措置を講じ、大地震における消火の万全を期するものとする。

- (1) 市長は、地震直後直ちに防災行政無線等を使用し、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じ被災地への電気供給停止を要請するものとする。
- (2) 市長は、大火が予想されるときは直ちに大火防御の措置を講ずるよう指示するものとする。

なお、必要に応じ隣接市村の消防機関に応援を要請するとともに、自衛隊の災害派遣を要請し、消防力の結集を図るものとする。

9. 救出対策

大地震時における被災者の救出は、第3章第13節「救出計画」に定めるところによるものとするが、関係機関は特に次の措置を講じ、被災者の救出に努めるものとする。

- (1) 住民は積極的に消防職員及び消防団員ならびに警察官に協力し、被災者の救出に努めるものとする。

(2) 消防職員、消防団員及び警察による救出

消防職員、団員及び警察官は、相互に連絡協力し、被災者の救出に努めるものとする。

(3) 市職員による救出

市長は、必要に応じ職員による救出班を編成し、救出活動にあたらせるものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、必要を認めたときは、自衛隊の災害派遣を県、自衛隊に要請し、被災者の救出に万全を期すものとする。

第2章 阿蘇火山噴火対策計画（防災情報課）

1. 総 則

阿蘇火山が噴火し、又は噴火する恐れがある場合、登山者及び地域住民等の生命、身体、財産を保護するため、県、関係市町村及び防災関係機関は協力して災害予防、災害応急対策を実施するものとする。

また、国の火山防災対策立案と研究体制の強化のため、関係機関と連携を図るものとする。

(1) 阿蘇火山に係る阿蘇市の区域

① 火口周辺から居住区に係る地域は次の区域とする（噴火警戒レベル2及び3に関する区域）

ア 阿蘇市一の宮町宮地字東小堀の区域

イ 阿蘇市黒川字阿蘇山、字古坊中及び字打越堂の区域

ウ 上記区域から山麓及び居住区域付近までの区域

② 上記区域から居住区域とする（噴火警戒レベル4及び5に関する区域）

ア 阿蘇市黒川地区から一の宮町宮地古神地区にかけた区域

(2) 防災体制の整備

① 阿蘇火山防災対策推進のため、基本法第17条第1項の規定による阿蘇火山防災会議協議会を設置するものとする。

② 災害対策を実施する上で、必要があると認めるときは、別途定める「阿蘇火山防災計画」並びに本書により災害対策本部を設置するものとする。

(3) 防災関係機関

火山災害の特殊性にかんがみ、県及び関係市町村並びに熊本県火山防災協議会等と連携を図りながら防災対策に万全を期すものとする。

(4) 防災対策事業等の推進

関係市町村は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、必要に応じて次の事業等の推進を図るものとする。

(ア) 阿蘇火山防災計画に定められた防災対策の推進

(イ) 避難施設（退避壕、退避舎、避難路、ヘリポート、警報装置、避難所等）の整備

(ウ) 防災訓練の実施

(エ) 火山防災マップの作成及び防災教育の推進

(オ) 上記以外で、活動火山対策特別措置法第6条に規定された火山防災に関する事項

(5) 避難促進施設の指定

火山現象の発生時における、警戒区域内にある施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、次の施設を避難促進施設として指定する。

施設名	
阿蘇山上ターミナル	（阿蘇市黒川 808 番地 6）
阿蘇火山博物館	（阿蘇市赤水 1930 番地 1）

2. 災害予防対策

(1) 火山情報等の定義

(1) 火山現象の予報及び警報

① 定義 気象業務法第13条により発表される火山現象の予報及び警報をいう。

火山現象の予報を噴火予報、警報を噴火警報という。

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

福岡管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

福岡管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に「噴火予報」を発表。

② 噴火警戒レベル

火山現象の予報及び警報は噴火警戒レベルを付加して発表する。

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

③ この計画における噴火予報及び噴火警報の発表は次のとおりとする。

ア 噴火警戒レベル5（避難）・・・特別警報

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫しているため住民等の避難が必要と認める場合に噴火警報（居住地域）を用いて発表。

イ 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）・・・特別警報

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）ため、住民等の避難準備、高齢者等の要配慮者の避難等が必要と認める場合に噴火警報（居住地域）を用いて発表。

ウ 噴火警戒レベル3（入山規制）

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されるため、登山・入山規制等危険な地域への立入規制等が必要と認める場合に噴火警報（火口周辺）を用いて発表。

エ 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）

火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されるため、火口周辺への立入規制等が必要と認める場合に噴火警報（火口周辺）を用いて発表。

オ 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）

火山活動は静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合であって周知が必要と認める場合に発表される。

阿蘇山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。(火口周辺の一部規制中)	火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生の可能性あり
噴火警報(火口周辺)	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	①小噴火が発生し火口から概ね 1km 以内に噴石飛散 (過去事例) ・1977 年 7 月：噴石が第一火口から約 800m まで飛散 ・1957 年 12 月：噴石が第一火口から約 700m まで飛散 ・1953 年 4 月：噴石が第一火口から約 800m まで飛散 ②小噴火の発生が予想される (過去事例) ・2014 年 2 月、2014 年 1 月 ・2005 年 4 月、2004 年 1 月、2003 年 7 月：ごく小規模噴火
	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	①火砕流が発生し火口から概ね 4 km 以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される。 (過去事例) ・2015 年 9 月：中岳第一火口から小規模な火砕流が発生し、火口から南東方向に 1.3 km、北東方向に 1.0 km 流下したと推定される。 ・1958 年 6 月：火砕サージが第一火口から約 1.2km まで到達 ②火口から概ね 2 km 以内に噴石飛散、あるいは噴火活動中の火口閉塞等により噴石飛散が予想される。 (過去事例) ・2016 年 10 月：中岳第一火口から北西側で 1.6 km、南東側で 1.0 km に火山灰による変色域を確認、中岳第一火口から南東側 1.2 km に大きな噴石と思われる温度の高い場所を確認、また火口中心から約 700m の範囲で直径 1.0m～1.5m の飛散した大きな噴石を確認。中岳第一火口から北東側 4.0 km の国立阿蘇青少年交流の家で直径 7.0 cm の噴石と、北東側約 20 km の大分県竹田市でも直径数センチの小さな噴石を確認。 ・1979 年 9 月：噴石が第一火口から約 1.2km まで飛散 ・1958 年 6 月：噴石が第一火口から約 1.3km まで飛散 ・1933 年 2 月：噴石が第一火口から約・・・1.2km まで飛散
噴火警報(居住区域)	居住地域及びそれより火口側	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難等が必要。	溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 (過去事例) 有史以降の事例なし

		5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している (過去事例) 有史以降の事例なし
--	--	-----------	-------------------------------------	------------------	---

(2) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

① 降灰予報（定時）

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に、定期的に（3時間ごと）に発表。

イ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

② 降灰予報（速報）

ア 噴火が発生した火山（注1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

イ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

（注1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③ 降灰予報（詳細）

ア 噴火が発生した火山（注2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

イ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

（注2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

気象庁ホームページ（降灰予報のページ）

http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html

(3) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、福岡管区気象台が発表する。

① 火山の状況に関する解説情報

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

② 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を 24 時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ア 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- イ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや、警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 ※
- ウ この他、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
※観測や通報等による噴火速報で、規模などが気象条件により目視確認できない場合でも発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ア 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- イ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

③ 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

④ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

⑤ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）噴火後直ちにお知らせするために発表する。

（４）緊急事態の通報

- ① 緊急事態の通報は、熊本地方気象台もしくは、阿蘇火山防災会議協議会から行われる。

（５）災害危険予想区域の把握等

- ① 市は過去の噴火の状況に基づき、災害が予想される区域を把握しておくものとする。
- ② この計画にかかる区域における登山者及び地域住民の生命、身体を災害から保護するため、登山注意、登山規制及び登山規制解除の措置を取るものとする。

（６）登山者及び地域住民等に対する適切な情報提供

市は、登山者及び地域住民等に対して安全確保に必要な最新の火山防災情報を提供するものとする。

また、登山届等により把握した登山者情報については、必要に応じて、関係市町村、県及び防災関係機関と共有を図るよう努めるものとする。

特に登山者及び地域住民等への伝達をより確実にするため、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

3. 災害応急対策

（１）災害情報収集及び被害報告

災害応急措置の円滑化を促進するため、災害情報の収集及び被害報告等について、次により実施するものとする。

- ① 被害が発生した場合は直ちに県阿蘇地域振興局、阿蘇警察署、阿蘇山火山防災連絡事務所、阿蘇広域消防本部等に通報するものとする。

（２）警戒避難

① 避難指示

火山現象により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、登山者及び地域住民等の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは避難先を明示して避難指示を発令するものとする。

② 避難場所等の連絡及び手段ならびに誘導の方法

あらかじめ避難場所、経路及び手段ならびに誘導の方法等について、阿蘇火山防災計画に定め、その内容を登山者及び地域住民等に周知しておくものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等、必要に応じて「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

また、市町村の区域を越える広域的な避難に関する事項は、阿蘇火山広域避難計画に定めるものとする。

③ 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとする場合において登山者、また地域住民等の人命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定するものとする。

（３）交通規制

被災者の救出救助のための交通路の確保について、道路管理者、警察署に対し、交通規制を求めるものとする。

第２３節 雪害対策計画（防災情報課・各部）

１．計画の方針

（１）基本方針

① 雪害予防対策

降雪期においても安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、市は、交通網の確保、雪処理の担い手の確保等に努める。

② 雪に起因する大規模災害対策

豪雪、地吹雪、着雪等により、市民生活に重大な支障を及ぼす事象の発生時において、市は、必要な応急対策を実施する。

（２）公的な援護を要する世帯への支援

市は、個人情報に配慮しつつ、地域における要援護者世帯及び除雪困難世帯の情報共有を進めるとともに、これら除雪対応のための見守りを必要とする世帯（以下「除雪困難世帯等」という。）については、地域（行政区、自主防災組織、民生委員など）による日常の訪問活動の強化などを通じ、屋根雪の処理状況等について確認する。

２．主な取組

（１）地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。

（２）気象情報等、雪に関する迅速かつ正確な情報伝達及び収集体制の構築を図る。

（３）孤立予想地区における孤立時の医療及び物資等の救援体制整備等を促進する。

（４）適切な除排雪体制の整備により、道路交通の確保を図る。

３．それぞれの役割

（１）市民の役割

市民は、積雪期を安全に過ごすため食料や燃料及び自宅除雪に係る費用や装備などの備えを行うとともに、屋根雪や雪処理中の事故防止を心掛ける。

（２）地域の役割

地域（行政区、自主防災組織、民生委員など）は、除雪困難世帯等に対して、日常の訪問活動を強化するとともに、地域内の除排雪の支援に努める。

（３）市の役割

① 地域道路除排雪の円滑な実施

市は、道路管理者として日頃から地域道路除排雪の作業体制を構築し、円滑かつ迅速な除排雪を実施する。

② 降・積雪情報の収集・伝達

降雪期においては気象台等からの降・積雪情報の把握に努め、大雪情報が発表された場合には、建設課及び農政課など関係部署と連携し、市民等に情報提供を行うとともに、家屋、農業施設等雪害の防止に努める。

③ 市の活動体制

市は、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合、県、近隣の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

④ 市の職員体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、雪害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制の整備を図る。また、平常時から応急対策に必要な降雪情報の共有化に努める。

第２４節 建築物・宅地等応急対策計画（土木部）

大規模災害による被災建物・宅地等について、二次被害を防止し、住民の安全を確保するため、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

（１）被災建築物への対応

損壊家屋の解体を実施するには、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への要請を行うものとする。

（２）被災宅地への対応

被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害については、被災状況に鑑み国及び関係機関と連携して早期の復旧が図れるよう努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図るものとする。

第４章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節 総 則（防災情報課）

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。)第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２節 関係者との連携協力の確保（防災情報課）

１．物資等の調達手配

（１）地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

- (2) 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2. 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は地震が発生した場合において、阿蘇市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

4. 他機関に対する応援要請

- (1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、「第3章・第3節・応援要請計画」によるものとする。
- (2) 市は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項（防災情報課）

1. 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示等の発令基準は、「第3章・第12節・避難計画」によるものとする。

2. 避難対策等

- (1) 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- (2) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所は、避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため、必要な措置をとるものとする。
- (3) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
- ① 市はあらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
 - ② 地震が発生した場合、市は①に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて収容者等に対し必要な援護を行うものとする。
- (4) 避難所における救護上の留意事項
- ① 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
 - ② 市は、①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置

3. 消防機関等の活動

- (1) 消防機関等は、円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

① 自主防災組織等の避難訓練等に対する指導

(2) 地震が発生した場合、水防管理団体等は次の措置をとるものとする。

① 所管区域内の監視、警戒及び水防施設管理者への連絡通知

② 水防資機材の点検、整備、配備

4. 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

地域住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置をとるものとする。

(2) 電気

電気事業者は、円滑な避難を確保するため、警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する工法を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講じるものとする。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の復旧に努めるものとする。

(5) 放送

① テレビ・ラジオ等の放送局は、居住者及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものである。このため、放送事業者は避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、注意喚起に努めるとともに、警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

② 放送事業者は、県、市及び防災機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報など、居住者等及び観光客等が円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

5. 交通

(1) 道路

被災者の救出救助及び物資輸送のための交通路確保について、道路管理者、警察に対し、交通規制を求めるものとする。

(2) 鉄道

地震の発生により、危険度が高いと予想される区間における運航の停止等の措置を依頼するものとする。

6. 市が自ら管理等を行う施設等に対する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

① 各施設に共通する事項

ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置

イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

ウ 出火防止装置

エ 水、食料等の備蓄

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

② 個別事項

ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあつては、保護を必要とする生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

③ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ・ 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ・ 無線通信機等通信手段の確保
- ・ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は(1)の①又は(1)の② 掲げる措置をとるとともに市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

④ 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

7. 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

(2) 自衛隊、警察、消防等実働部隊との応援体制や連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等（防災情報課）

1. 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

気象庁が、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された旨の、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、更に南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した際は、すみやかに「第3章第1節 組織計画」における情報連絡本部を設置し、その情報収集にあたる。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合は、国や県、気象台等と連携を図り、状況に応じて災害警戒本部等への移行を検討する。

南海トラフ臨時情報が発令された場合の処置として次の事項を行う。

- ① 臨時会議の開催
- ② 情報収集の継続ができる体制の保持
- ③ 迅速な災害対応が、可能な連絡体制及び災害応急対策の確認
- ④ 情報伝達訓練の実施の検討
- ⑤ 所管する防災上重要な施設等の点検
- ⑥ 住民等への注意喚起及び広報等

住民等への注意喚起及び広報については、混乱が生じることのないよう細心の注意を払うものとする。

また、設置した情報連絡本部については、気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された旨の「南海トラフ地震に関連する情報（調査終了）」が発表された段階で廃止するものとする。

2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、災害対策本部等の設置については、第3章第2.1節地震災害対策計画によるものとする。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード 6.8 以上【注釈1】の地震【注釈2】が発生 ・1カ所以上のひずみ計【注釈3】での有意な変化【注釈4】と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化【注釈4】が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり【注釈5】が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード【注釈6】8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震【注釈2】が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

【注釈1】モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始します。

【注釈2】太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

【注釈3】気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

【注釈4】気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。

【注釈5】 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

【注釈6】 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

第5節 防災訓練計画（防災情報課）

1. 市は、防災関係機関と連携して、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民の自主防災体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。
2. 市は、防災関係機関、自主防災組織及び阿蘇市防災士連絡協議会等と連携し、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるものとし、具体的な訓練については、「第2章第7節 地域防災力強化計画」によるものとする。

資 料

別表 1 避難指示等の発令基準

警戒レベル	警戒レベル1	警戒レベル2 (注意)	警戒レベル3（警戒）			警戒レベル4（危険）	警戒レベル5（氾濫発生）
状況	避難に備え 自らの 避難行動を確認	気象予報等の 情報収集	自主避難所 開設準備 ・開設	高齢者等 避難	自主避難の 呼びかけ (避難開始)	避難指示 安全な場所（指定緊急避難場所・安全な親戚・ 知人宅・ホテル・旅館等）のへ立退き避難 安全な上の階へ移動するなど 屋内安全確保	緊急安全確保 既に災害が発生している状況であり、 生命を守る最低限の行動をとる。
土砂 災害	注意報発表（大雨・洪水）		警報発表（大雨・洪水）			土砂災害の危険度分布において「非常に危険（うす紫）」 （警戒レベル4 相当情報[土砂災害]） （予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、 そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合	土砂災害の危険度分布において 「極めて危険（濃い紫）」 （実況で土砂災害警戒情報の基準に到達） のメッシュが出現し、 そのメッシュが土砂災害警戒区域等と
						土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも 「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」 （警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）の状態	土石流や家屋損壊など災害発生
						台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4 避難指示を 発令するような状況が想定される場合には、 その前の時刻時点における警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料と	
	注意報発表（大雨・洪水）	消防団待機水位 黒川水位観測所（2.07m）	警報発表（大雨・洪水）			氾濫危険水位到達 黒川水位観測所（4.53m）	氾濫等の災害発生
河川 浸水 (黒川)					避難判断水位到達 黒川水位観測所（3.65m）	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4 水位）に 到達する前であっても、 河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、 その水位を超え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合	
					はん濫注意水位到達 黒川水位観測所（3.45m）	台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4 避難指示を 発令するような状況が想定される場合には、 その前の時刻時点における警戒レベル4 避難指示の	
河川 浸水 (その他)	注意報発表（大雨・洪水）		警報発表（大雨・洪水）			河川水位 (9割程度)	氾濫等の災害発生

土砂災害に係る避難指示等発令対象地域(雨量観測点毎)

雨量観測点	観測点住所	避難指示等の発令対象地域
一の宮	一の宮町宮地字金丸1116	古閑、神石、福岡、馬場、豆札、古城全区(1区～7区)、片隅、鷺の石、古神1区(別荘住宅地域)
阿蘇土木	一の宮町宮地字駒立2402	古神1区(別荘住宅地域)、古神4区
県坂梨	一の宮町坂梨字箱石3885	古神1区(別荘住宅地域)、古閑、神石、福岡
阿蘇城山	一の宮町三野字白木山2351	古城全区(1区～7区)、片隅、鷺の石
仙酔峡	一の宮町宮地字東小堀6029-1	古神1区(別荘住宅地域)、古神4区
波野	波野大字新波野字千々路越1519	古閑、神石、福岡、馬場、豆札、古城1区～4区
小池	小池字前田498-2	鷺の石、原の口、小倉、西小倉、小池、内牧1区、南宮原、湯浦、西湯浦、西小園、内牧5区(傾斜地沿い)、折戸(傾斜地沿い)
狩尾	狩尾字日下1636-82	内牧1区(傾斜地沿い)、南宮原、湯浦、西湯浦、西小園、内牧5区(傾斜地沿い)、折戸(傾斜地沿い)、狩尾2区、狩尾3区、跡ヶ瀬、的石、車帰
県乙姫	乙姫字蟹ノ目2398-5	乙姫、下西黒川、上西黒川、南黒川、坊中、東黒川、蔵原 … 傾斜地沿い
荻岳	波野大字中江	植木野、仁田水、中江、滝水
県星和(南小国町)	阿蘇郡南小国町大字満願寺4393-2	荻の草、舞谷
唐笠松(南小国町)	阿蘇郡南小国町大字赤馬場字西滝ノ口4329-1	茗ヶ原
原(菊池市)	菊池市原字東原4176-4	深葉
砂防鞍岳	車帰字滝下間鍋405-1	(なし)
県鞍岳	車帰字滝下間鍋405-1	(なし)
草千里	黒川字古坊中1802-6	(なし)
その他	—	波野地域ほか ※土砂災害前兆現象など状況により総合的に判断

河川氾濫に係る避難指示等発令対象地域

観測点	観測点住所	避難指示等の発令対象地域
宝泉	内牧字宝泉(黒川)	今町、黒流町、小池、内牧1～5区、小里、宇土、折戸、狩尾1～3区、跡ヶ瀬、的石、車帰、赤水
その他	古恵川	分1区、分2区、分3区
	泉川	西町、古神2区
	筒川	町1区、町2区
	東岳川	古神1区、古神2区、古神3区、古神4区、西3区、塩塚、上西河原、下西河原
	西岳川	竹原、西町、蔵原
	水口川	下西黒川、乙姫(内牧駅南側)
	乙姫川	乙姫(内牧駅南側)
	泉谷川	大道
	笹倉川	笹倉
(その他)		※その他切迫状況にある地域は随時判断

別表3 避難予定場所

No.	対象地域	指定避難所名	種別	異常な現象種類毎の指定緊急避難所							定員
				洪水 (浸水)	崖崩れ、 土石流 及び地 滑り	高潮	地震	津波	噴火	大規模 な火事	
1	宮地	一の宮体育館	緊・指	○	○	-		-	○		280
2		一の宮中学校体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	500
3		一の宮小学校体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	300
4		農業構造改善センター	緊・指	○	○	-	○	-	○		120
5		独立行政法人 国立阿蘇青少年交流の家	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	400
6	坂梨	坂梨体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○		380
7		坂梨公民館	緊・指	○	○	-	○	-	○		70
8	古城	古城体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	340
2		一の宮中学校体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	500
3		一の宮小学校体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	300
9		中通体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	340
10		中通公民館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	80
9	中通	中通体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	340
10		中通公民館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	80
11		荻の草公民館	緊・指	○		-		-	○		30
12	内牧	阿蘇中央高校阿蘇清峰校舎体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○		450
13		阿蘇体育館(武道場含む)	緊・指	○	○	-	○	-	○		850
14		農村環境改善センター	緊・指		○	-	○	-	○	○	350
15		阿蘇中学校体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	500
16	山田	旧深葉分校(校舎)	緊・指	○	○	-		-	○		100
17		山田体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	200
18		今町公民館	緊・指		○	-	○	-	○		60
19	黒川	鷲の石公民館	緊・指			-		-	○	○	60
20		阿蘇小学校体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○		210
21		阿蘇郡市医師会	緊・指	○	○	-	○	-	○		50
22		乙姫体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	150
23	永水	阿蘇市コミュニティセンター	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	100
24		赤水公民館	緊・指	○	○	-	○	-	○		60
25		永草公民館	緊・指	○	○	-	○	-	○		50
26	狩尾	阿蘇西小学校体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	200
27		尾ヶ石東部体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	180
28		狩尾1区公民館	緊・指	○	○	-		-	○		60
29		狩尾2区公民館	緊・指		○	-		-	○	○	60
30		旧JA阿蘇尾ヶ石支所	緊・指	○		-	○	-	○	○	80
15		阿蘇中学校体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	500
26	跡ヶ瀬・的石	阿蘇西小学校体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	200
31		跡ヶ瀬コミュニケーションセンター	緊・指		○	-	○	-	○		50
26	櫛木野、赤仁田、 中江、滝水、山 崎、仁田水	阿蘇西小学校体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	200
32		波野体育館	緊・指	○		-		-	○		260
33	小園、小地野、笹 倉	波野保健福祉センター	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	480
34		やすらぎ交流館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	300
35	立塚、横堀、遊 雀、中道	道の駅波野「神楽苑」	緊・指	○	○	-	○	-	○		50
36		農村婦人の家	緊・指	○	○	-		-	○	○	80
37	大道、坂の上	郷土芸能伝承館	緊・指	○	○	-	○	-	○		60
38		波野小学校体育館	緊・指	○		-	○	-	○		270
39	(その他の避難場 所)	波野中学校体育館	緊・指	○		-	○	-	○		370
		一の宮運動公園、阿蘇駅前噴水広場、道の駅「阿蘇」、農村公園あびか、阿蘇草原保全活動センター、旧尾ヶ石西部小学校跡、阿蘇内牧ファミリーパークあそ☆ビバ、はな阿蘇美、道の駅「波野」神楽苑、波野グラウンド、旧波野支所跡	緊	○	○	-	○	-	○	○	12,750
		阿蘇火山博物館	緊	-	-	-	-	-	○	-	100

※避難所の種別

■緊：指定緊急避難場所、指：指定避難所

※災害種別ごとに利用可能な避難所は、上記のとおり。

■崖崩れ、土石流及び地滑り＝土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険区域付近に位置する避難所は除外

■大規模な火事＝近隣に家屋が密集及び林野がある避難所は除外

第4表 土砂災害警戒区域指定状況

	区域名 (番号)	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示年月日
				警戒	特別警戒	
1	東岳川 (421-1-030)	一の宮町宮地	土石流	○	○	平成23年11月18日
2	ごみ崎川 (421-1-031)	一の宮町宮地	土石流	○		平成23年11月18日
3	尻無川 (421-1-032)	一の宮町宮地	土石流	○	○	平成23年11月18日
4	坂ノ上 (D-421-0012)	一の宮町坂梨	土石流	○	○	令和7年5月23日
5	坂梨川 (421-1-023)	一の宮町坂梨	土石流	○	○	平成23年11月18日
6	豆札川 (421-1-024)	一の宮町坂梨	土石流	○		平成23年11月18日
7	平保の木川 (421-1-025)	一の宮町坂梨	土石流	○		平成23年11月18日
8	神上川 (421-1-026)	一の宮町坂梨	土石流	○		平成23年11月18日
9	古閑の滝 (421-1-027)	一の宮町坂梨	土石流	○		平成23年11月18日
10	滑川 (421-1-028)	一の宮町坂梨	土石流	○	○	平成23年11月18日
11	八反田川 (421-2-012)	一の宮町坂梨	土石流	○	○	平成23年11月18日
12	古閑川4 (421-2-013)	一の宮町坂梨	土石流	○	○	平成23年11月18日
13	坂梨3 (421-2-010)	一の宮町坂梨	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
14	小谷1 (K-421-0022)	一の宮町坂梨	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
15	産の平 (K-421-0023)	一の宮町坂梨	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
16	小谷2 (K-421-0024)	一の宮町坂梨	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
17	大島 (K-421-0020)	一の宮町中坂梨・一の宮町坂梨	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
18	中坂梨 (421-2-009)	一の宮町中坂梨	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
19	坂梨1 (421-2-007)	一の宮町北坂梨・中坂梨	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
20	北坂梨川2 (421-2-010)	一の宮町北坂梨	土石流	○	○	平成29年11月28日
21	坂梨2 (421-2-008)	一の宮町北坂梨	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
22	塩井川2 (421-1-019)	一の宮町三野	土石流	○	○	平成23年11月18日
23	大門川 (421-2-007)	一の宮町三野	土石流	○		平成23年11月18日
24	阿蘇品川 (421-1-017)	一の宮町三野	土石流	○	○	平成29年11月28日
25	三閑 (421-1-007)	一の宮町三野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
26	古閑-1 (421-1-008-1)	一の宮町三野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
27	古閑-2 (421-1-008-2)	一の宮町三野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
28	古閑-3 (421-1-008-3)	一の宮町三野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
29	下三閑2-1 (421-1-010-1)	一の宮町三野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
30	下三閑2-2 (421-1-010-2)	一の宮町三野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
31	塩井 (421-2-011)	一の宮町三野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
32	前田 (K-421-0018)	一の宮町三野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
33	下三閑1 (421-1-009)	一の宮町手野・三野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
34	尾篭川2 (421-1-002)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
35	尾篭川3 (421-1-004)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
36	西手野川3 (421-1-007)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
37	西手野川4 (421-1-008)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
38	宮川3 (421-1-009)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
39	中園川1 (421-1-010)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
40	東手野川2 (421-1-012)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
41	土井川 (421-1-014)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
42	古閑川 (421-1-015)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
43	阿蘇品川1 (421-1-016)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
44	塩井川1 (421-1-018)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
45	野中川2 (421-1-020)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
46	野中川 (421-1-021)	一の宮町古城	土石流	○		平成17年12月21日
47	北坂梨川3 (421-1-022)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
48	尾篭川1 (421-2-003)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
49	西手野川1 (421-2-004)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
50	阿蘇品川2 (421-2-006)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
51	野中川3 (421-2-008)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
52	北坂梨川1 (421-2-009)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
53	鬼塚川 (421-2-011)	一の宮町古城	土石流	○	○	平成17年12月21日
54	宮の後 (K-421-0008)	一の宮町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
55	宮の前 (K-421-0010)	一の宮町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
56	平井1 (K-421-0011)	一の宮町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
57	中園 (K-421-0012)	一の宮町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日

第4表 土砂災害警戒区域指定状況

	区域名 (番号)	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示年月日
				警戒	特別警戒	
58	中園1 (K-421-0013)	一の宮町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
59	北湯の口 (K-421-0014)	一の宮町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
60	盤名木川 (421-1-003)	一の宮町手野	土石流	○		平成23年11月18日
61	宮の後川 (421-1-005)	一の宮町手野	土石流	○	○	平成23年11月18日
62	宮川2 (421-1-006)	一の宮町手野	土石流	○		平成23年11月18日
63	中園川 (421-1-011)	一の宮町手野	土石流	○		平成23年11月18日
64	中園川2 (421-1-013)	一の宮町手野	土石流	○	○	平成23年11月18日
65	神宮司川 (421-2-005)	一の宮町手野	土石流	○		平成23年11月18日
66	尾籠 (421-1-003)	一の宮町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
67	西手野-1 (421-1-004-1)	一の宮町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
68	西手野-2 (421-1-004-2)	一の宮町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
69	平井-1 (421-2-014-1)	一の宮町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
70	平井-2 (421-2-014-2)	一の宮町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
71	土井平 (K-421-0015)	一の宮町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
72	外園 (K-421-0016)	一の宮町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
73	手野 (K-421-0017)	一の宮町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
74	山川 (421-1-001)	一の宮町中通	土石流	○	○	平成23年11月18日
75	片隅川1 (421-2-001)	一の宮町中通	土石流	○		平成23年11月18日
76	片隅川2 (421-2-002)	一の宮町中通	土石流	○	○	平成23年11月18日
77	片隅-1 (421-1-002-1)	一の宮町中通	急傾斜地の崩壊	○		平成29年3月31日
78	片隅-2 (421-1-002-2)	一の宮町中通	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年3月31日
79	上荻の草1 (D-421-0010)	一の宮町荻の草	土石流	○		令和7年5月23日
80	上荻の草3 (D-421-0013)	一の宮町荻の草	土石流	○		令和7年5月23日
81	中荻の草1 (D-421-0007)	一の宮町荻の草	土石流	○	○	令和7年5月23日
82	中荻の草2 (D-421-0008)	一の宮町荻の草	土石流	○	○	令和7年5月23日
83	中荻の草3 (D-421-0009)	一の宮町荻の草	土石流	○	○	令和7年5月23日
84	上荻の草2 (D-421-0011)	一の宮町荻の草	土石流	○	○	令和7年5月23日
85	中荻の草3 (K-421-0005)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
86	中荻の草4 (K-421-0006)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
87	上荻の草3 (K-421-0007)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
88	桃の木1 (D-421-0003)	一の宮町荻の草	土石流	○		令和7年6月6日
89	下荻の草1 (D-421-0004)	一の宮町荻の草	土石流	○		令和7年6月6日
90	下荻の草2 (D-421-0005)	一の宮町荻の草	土石流	○		令和7年6月6日
91	合戦群1 (D-421-0001)	一の宮町荻の草	土石流	○	○	令和7年6月6日
92	合戦群2 (D-421-0002)	一の宮町荻の草	土石流	○	○	令和7年6月6日
93	合戦群-1 (421-2-001-1)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
94	合戦群-2 (421-2-001-2)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
95	合戦群-3 (421-2-001-3)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
96	合戦群-4 (421-2-001-4)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
97	合戦群-5 (421-2-001-5)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
98	桃の木-1 (421-2-002-1)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
99	桃の木-2 (421-2-002-2)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
100	下荻の草-1 (421-2-003-1)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
101	下荻の草-2 (421-2-003-2)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
102	中荻の草1 (421-2-004)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
103	上荻の草1-1 (421-2-005-1)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
104	上荻の草1-2 (421-2-005-2)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
105	中荻の草2 (421-2-006)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
106	上荻の草2 (421-2-012)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
107	中荻の草 (421-2-013)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
108	桃の木B (K-421-0001)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
109	芳ヶ字土A (K-421-0003)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
110	芳ヶ字土B (K-421-0004)	一の宮町荻の草	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
111	小里川-4 (D-422-0023)	小里	土石流	○		令和7年5月23日
112	小里川-5 (D-422-0024)	小里	土石流	○	○	令和7年5月23日
113	小里川1 (D-422-0037)	小里	土石流	○	○	令和7年6月6日
114	湯山-1 (422-1-003-1)	小里	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日

第4表 土砂災害警戒区域指定状況

	区域名 (番号)	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示年月日
				警戒	特別警戒	
115	湯山ー2 (422-1-003-2)	小里	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
116	小里 (422-3-003)	小里	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
117	小里川-3 (D-422-0022)	南宮原	土石流	○	○	令和7年5月23日
118	居屋敷 (K-422-0010)	南宮原	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
119	まゆみ川 (422-1-044)	南宮原	土石流	○	○	平成28年3月29日
120	小里川ー1 (422-2-014-1)	南宮原	土石流	○	○	平成28年3月29日
121	小里川ー2 (422-2-014-2)	南宮原	土石流	○	○	平成28年3月29日
122	湯浦川4 (422-1-041)	湯浦・南宮原	土石流	○	○	平成28年3月29日
123	湯浦川5 (422-1-042)	湯浦・南宮原	土石流	○	○	平成28年3月29日
124	南宮原川 (422-1-043)	湯浦・南宮原	土石流	○	○	平成28年3月29日
125	新宮牧野 (D-422-0020)	湯浦	土石流	○	○	令和7年5月23日
126	紅地川支川 (D-422-0021)	湯浦	土石流	○	○	令和7年5月23日
127	原の上 (K-422-0009)	湯浦	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
128	湯浦川2 (422-1-038)	湯浦	土石流	○	○	平成28年3月29日
129	湯浦川3 (422-1-039)	湯浦	土石流	○	○	平成28年3月29日
130	紅地川 (422-1-040)	湯浦	土石流	○	○	平成28年3月29日
131	湯浦 (422-2-003)	湯浦	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
132	小国川2 (422-1-033)	西湯浦・湯浦	土石流	○	○	平成28年3月29日
133	花原川1 (422-1-034)	西湯浦・湯浦	土石流	○	○	平成28年3月29日
134	江良川 (422-1-035)	西湯浦・湯浦	土石流	○	○	平成28年3月29日
135	琴川 (422-1-036)	西湯浦・湯浦	土石流	○	○	平成28年3月29日
136	湯浦川1 (422-1-037)	西湯浦・湯浦	土石流	○	○	平成28年3月29日
137	二本松5 (D-422-0008)	西湯浦	土石流	○	○	令和7年5月23日
138	西湯浦川2 (D-422-0013)	西湯浦	土石流	○	○	令和7年5月23日
139	西湯浦牧野1 (K-422-0006)	西湯浦	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
140	西湯浦牧野2 (K-422-0008)	西湯浦	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
141	小国川1 (422-1-032)	西湯浦	土石流	○		平成28年3月29日
142	中無田川 (422-1-028)	西湯浦	土石流	○	○	平成28年3月29日
143	西湯浦川 (422-1-029)	西湯浦	土石流	○	○	平成28年3月29日
144	川内川 (422-1-030)	西湯浦	土石流	○	○	平成28年3月29日
145	西湯浦川1 (422-1-031)	西湯浦	土石流	○	○	平成28年3月29日
146	深葉1 (D-422-0001)	西湯浦	土石流	○		令和7年6月6日
147	二本松1 (D-422-0004)	西湯浦	土石流	○		令和7年6月6日
148	二本松4 (D-422-0007)	西湯浦	土石流	○		令和7年6月6日
149	深葉2 (D-422-0002)	西湯浦	土石流	○	○	令和7年6月6日
150	二本松2 (D-422-0005)	西湯浦	土石流	○	○	令和7年6月6日
151	二本松3 (D-422-0006)	西湯浦	土石流	○	○	令和7年6月6日
152	深葉3 (D-422-0051)	西湯浦	土石流	○	○	令和7年6月6日
153	深葉ー1 (422-2-001-1)	西湯浦	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
154	深葉ー2 (422-2-001-2)	西湯浦	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
155	深葉B (K-422-0003)	西湯浦	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
156	下り山川 (422-1-021)	西小園	土石流	○		平成23年11月18日
157	宮ノ川 (422-1-022)	西小園	土石流	○	○	平成23年11月18日
158	西小園川2 (422-1-023)	西小園	土石流	○	○	平成23年11月18日
159	西小園川3 (422-1-024)	西小園	土石流	○	○	平成23年11月18日
160	西小園川4 (422-1-025)	西小園	土石流	○	○	平成23年11月18日
161	西小園川6 (422-1-026)	西小園	土石流	○	○	平成23年11月18日
162	居塚川 (422-1-027)	西小園	土石流	○	○	平成23年11月18日
163	西小園川5 (422-2-011)	西小園	土石流	○	○	平成23年11月18日
164	中尾川 (422-2-012)	西小園	土石流	○	○	平成23年11月18日
165	江良川 (422-2-013)	西小園	土石流	○	○	平成23年11月18日
166	下り山ー3 (422-1-001-3)	西小園	急傾斜地の崩壊	○		平成28年3月29日
167	下り山ー1 (422-1-001-1)	西小園	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
168	下り山ー2 (422-1-001-2)	西小園	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
169	三久保川 (422-1-018)	三久保	土石流	○	○	平成23年11月18日
170	花原川 (422-1-019)	三久保	土石流	○	○	平成23年11月18日
171	宮の川1 (422-1-020)	三久保	土石流	○	○	平成23年11月18日

第4表 土砂災害警戒区域指定状況

	区域名 (番号)	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示年月日
				警戒	特別警戒	
172	上の小屋川5 (422-2-009)	三久保	土石流	○	○	平成23年11月18日
173	上の小屋川6 (422-2-010)	三久保	土石流	○	○	平成23年11月18日
174	三久保 (422-1-002)	三久保	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
175	折戸 (422-2-007)	三久保	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
176	千丁無田ー1 (422-2-008-1)	三久保	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
177	千丁無田ー2 (422-2-008-2)	三久保	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
178	茗ヶ原 (D-422-0017)	山田	土石流	○	○	令和7年5月23日
179	山田川3 (D-422-0025)	山田	土石流	○	○	令和7年5月23日
180	川嶋川1 (D-422-0038)	山田	土石流	○	○	令和7年6月6日
181	山田東部牧場 (K-422-0007)	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
182	尾曲 (K-422-0012)	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
183	山田川 (422-1-051)	山田	土石流	○	○	平成28年3月29日
184	乙川1 (422-1-052)	山田	土石流	○	○	平成28年3月29日
185	乙川2 (422-1-053)	山田	土石流	○	○	平成28年3月29日
186	柏ノ木川ー1 (422-1-054-1)	山田	土石流	○	○	平成28年3月29日
187	柏ノ木川ー2 (422-1-054-2)	山田	土石流	○	○	平成28年3月29日
188	川嶋川 (422-1-055)	山田	土石流	○	○	平成28年3月29日
189	山田川1 (422-2-018)	山田	土石流	○	○	平成28年3月29日
190	山田川2 (422-2-019)	山田	土石流	○	○	平成28年3月29日
191	尾曲 (D-422-0050)	山田	土石流	○	○	令和7年5月23日
192	茗ヶ原 (422-2-002)	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
193	山田1 (422-3-001)	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
194	茗ヶ原B (K-422-0001)	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
195	江下 (K-422-0011)	小倉	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
196	西小倉川1 (422-2-017)	小倉	土石流	○		平成28年3月29日
197	西牟田川1 (422-1-047)	小倉	土石流	○	○	平成28年3月29日
198	西小倉川2 (422-1-048)	小倉	土石流	○	○	平成28年3月29日
199	東小倉川 (小倉川) (422-1-049)	小倉	土石流	○	○	平成28年3月29日
200	西牟田川2 (東小倉川) (422-1-050)	小倉	土石流	○	○	平成28年3月29日
201	山田2 (422-3-002)	小倉	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
202	小池川2 (422-1-045)	小池	土石流	○	○	平成28年3月29日
203	小池川4 (422-1-046)	小池	土石流	○	○	平成28年3月29日
204	小池川1 (422-2-015)	小池	土石流	○	○	平成28年3月29日
205	小池川3 (422-2-016)	小池	土石流	○	○	平成28年3月29日
206	小池1 (422-2-005)	小池	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
207	小池2 (422-2-006)	小池	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
208	泉川 (422-1-056)	西町	土石流	○		平成23年11月18日
209	上荷内原 (K-422-0030)	竹原	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
210	尻無川 (422-1-057)	蔵原	土石流	○	○	平成23年11月18日
211	西岳川ー1 (422-1-058-1)	蔵原	土石流	○	○	平成23年11月18日
212	西岳川ー2 (422-1-058-2)	蔵原	土石流	○	○	平成23年11月18日
213	踊山 (K-422-0024)	蔵原	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
214	蔵原 (K-422-0025)	蔵原	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
215	東黒川1 (D-422-0039)	黒川	土石流	○	○	令和7年6月6日
216	黒川 (K-422-0031)	黒川	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
217	乙東北塚 (K-422-0015)	黒川	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
218	東黒川 (422-1-059)	黒川	土石流	○	○	平成23年11月18日
219	古閑川支川 (422-1-060)	黒川	土石流	○	○	平成23年11月18日
220	黒川1 (422-1-061)	黒川	土石流	○	○	平成23年11月18日
221	黒川2 (422-1-062)	黒川	土石流	○	○	平成23年11月18日
222	黒川4ー1 (422-1-063-1)	黒川	土石流	○	○	平成23年11月18日
223	黒川4ー2 (422-1-063-2)	黒川	土石流	○	○	平成23年11月18日
224	黒川3ー1 (422-2-020-1)	黒川	土石流	○		平成23年11月18日
225	黒川3ー2 (422-2-020-2)	黒川	土石流	○	○	平成23年11月18日
226	古閑川支川2 (D-422-0048)	黒川	土石流	○	○	令和7年5月23日
227	東黒川 (422-3-004)	黒川	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
228	東立石 (K-422-0018)	黒川	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日

第4表 土砂災害警戒区域指定状況

	区域名 (番号)	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示年月日
				警戒	特別警戒	
229	西前無田 (K-422-0019)	黒川	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
230	引川原1 (K-422-0020)	黒川	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
231	涌口 (K-422-0021)	黒川	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
232	年の神 (K-422-0022)	黒川	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
233	松の本 (K-422-0023)	黒川	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
234	引川原2 (K-422-0032)	黒川	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
235	引川原3 (K-422-0033)	黒川	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
236	尾西1 (K-422-0034)	黒川	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
237	尾西2 (K-422-0035)	黒川	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
238	乙姫川 (422-1-064)	乙姫	土石流	○		平成23年11月18日
239	乙姫川2 (422-1-065)	乙姫	土石流	○	○	平成23年11月18日
240	天神山 (K-422-0028)	赤水	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
241	赤水 (K-422-0029)	赤水	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
242	車帰川4 (D-422-0043)	車帰	土石流	○		令和7年6月6日
243	車帰川5 (D-422-0044)	車帰	土石流	○		令和7年6月6日
244	車帰川2 (422-1-001)	車帰	土石流	○	○	平成23年11月18日
245	車帰3 (422-1-002)	車帰	土石流	○		平成23年11月18日
246	坂下川1 (422-1-003)	車帰	土石流	○		平成23年11月18日
247	車帰川1 (422-2-001)	車帰	土石流	○	○	平成23年11月18日
248	坂の下 (K-422-0026)	車帰	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
249	堤の本 (K-422-0027)	車帰	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
250	上の小屋川7 (D-422-0031)	三久保・狩尾	土石流	○	○	令和7年6月6日
251	四ツ江 (K-422-0014)	狩尾	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
252	四ツ江川 (422-1-010)	狩尾	土石流	○	○	平成23年11月18日
253	徳仏川 (422-1-013)	狩尾	土石流	○		平成23年11月18日
254	宇土川 (422-1-014)	狩尾	土石流	○	○	平成23年11月18日
255	上の小屋川 (422-1-016)	狩尾	土石流	○	○	平成23年11月18日
256	上の小屋川1 (422-1-015)	狩尾	土石流	○	○	平成29年11月28日
257	流 (K-422-0017)	狩尾・跡ヶ瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
258	跡ヶ瀬牧野 (D-422-0026)	跡ヶ瀬	土石流	○	○	令和7年5月23日
259	跡ヶ瀬 (422-2-009)	跡ヶ瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
260	的石川4 (D-422-0034)	跡ヶ瀬・的石	土石流	○	○	令和7年6月6日
261	坂下川2 (422-1-004)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
262	西平川1 (422-1-005)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
263	的石川2 (422-1-007)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
264	石ノ前川 (422-1-008)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
265	市ノ原川 (422-1-009)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
266	原田川 (422-1-011)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
267	一里山川 (422-1-012)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
268	千丁無田川 (422-1-017)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
269	殿塚川2 (422-2-002)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
270	西平川2 (422-2-003)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
271	的石川3 (422-2-004)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
272	産ノ小屋川 (422-2-005)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
273	甲水川 (422-2-006)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
274	上の小屋川3 (422-2-007)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
275	上の小屋川4 (422-2-008)	的石	土石流	○	○	平成18年2月17日
276	殿塚川1 (422-3-001)	的石	土石流	○	○	平成23年11月18日
277	的石川1 (422-1-006)	的石	土石流	○	○	平成29年11月28日
278	的石 (422-2-004)	的石	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
279	高木 (K-422-0016)	的石	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年5月23日
280	赤仁田1-1 (426-1-001-1)	波野赤仁田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
281	赤仁田1-2 (426-1-001-2)	波野赤仁田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
282	赤仁田1-3 (426-1-001-3)	波野赤仁田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
283	赤仁田1-4 (426-1-001-4)	波野赤仁田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
284	赤仁田2 (426-1-002)	波野赤仁田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
285	向畑 (426-2-002)	波野赤仁田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日

第4表 土砂災害警戒区域指定状況

	区域名 (番号)	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示年月日
				警戒	特別警戒	
286	浦久牛野 (K-426-0014)	波野赤仁田	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
287	引地1 (K-426-0005)	波野小園	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
288	引地2 (K-426-0006)	波野小園	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
289	豆札 (K-426-0007)	波野小園	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
290	松崎 (K-426-0008)	波野小園	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
291	柿川 (K-426-0015)	波野小園	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
292	坂ノ上1 (D-426-0001)	波野小地野	土石流	○		令和7年6月6日
293	坂ノ上2 (D-426-0002)	波野小地野	土石流	○		令和7年6月6日
294	四里塚2 (D-426-0004)	波野小地野	土石流	○		令和7年6月6日
295	笹倉1 (D-426-0005)	波野小地野	土石流	○		令和7年6月6日
296	四里塚1 (D-426-0003)	波野小地野	土石流	○	○	令和7年6月6日
297	辻1 (D-426-0006)	波野小地野	土石流	○	○	令和7年6月6日
298	辻2 (D-426-0007)	波野小地野	土石流	○	○	令和7年6月6日
299	辻(小地野)-1 (426-2-001-1)	波野小地野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
300	辻(小地野)-2 (426-2-001-2)	波野小地野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
301	辻-1 (426-2-021-1)	波野小地野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
302	辻-2 (426-2-021-2)	波野小地野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
303	笹倉A (K-426-0001)	波野小地野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
304	笹倉B (K-426-0002)	波野小地野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
305	笹倉C (K-426-0003)	波野小地野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
306	笹倉D (K-426-0004)	波野小地野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
307	遊雀-1 (426-1-004-1)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
308	遊雀-2 (426-1-004-2)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
309	檜木野1-1 (426-1-005-1)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
310	檜木野1-2 (426-1-005-2)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
311	檜木野1-3 (426-1-005-3)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
312	檜木野2-1 (426-1-006-1)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
313	檜木野2-2 (426-1-006-2)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
314	檜木野2-3 (426-1-006-3)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
315	南越 (426-2-006)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
316	上横堀2 (426-2-010)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
317	下横堀 (426-2-011)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
318	遊雀1 (426-2-012)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
319	遊雀2 (426-2-015)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
320	遊雀3 (426-2-019)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
321	遊雀4 (426-2-020)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
322	横堀1 (426-2-023)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
323	横堀2 (426-2-027)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月24日
324	兵曾久保 (K-426-0010)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
325	中大道 (K-426-0011)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
326	大道日向 (K-426-0012)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
327	釜廻 (K-426-0013)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
328	遊雀日向 (K-426-0018)	波野波野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
329	坂の上-1 (426-1-003-1)	波野新波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
330	坂の上-2 (426-1-003-2)	波野新波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
331	坂の上-3 (426-1-003-3)	波野新波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
332	坂の上-4 (426-1-003-4)	波野新波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
333	長畑 (426-2-003)	波野新波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
334	池の久保 (426-2-004)	波野新波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
335	松ヶ迫-1 (426-2-007-1)	波野新波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
336	松ヶ迫-2 (426-2-007-2)	波野新波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
337	立塚1 (426-2-008)	波野新波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
338	米山-1 (426-2-009-1)	波野新波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
339	米山-2 (426-2-009-2)	波野新波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
340	釜割 (426-2-016)	波野新波野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
341	長畑 (K-426-0009)	波野新波野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日
342	村ノ本 (K-426-0017)	波野新波野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日

第4表 土砂災害警戒区域指定状況

	区域名 (番号)	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示年月日
				警戒	特別警戒	
343	中江川 (426-1-001)	波野中江	土石流	○	○	平成27年11月4日
344	中江-1 (426-2-013-1)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
345	中江-2 (426-2-013-2)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
346	佐渡原-1 (426-2-014-1)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
347	佐渡原-2 (426-2-014-2)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
348	仁田水1-1 (426-2-017-1)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
349	仁田水1-2 (426-2-017-2)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
350	山崎1-1 (426-2-018-1)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
351	山崎1-2 (426-2-018-2)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
352	山崎1-3 (426-2-018-3)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
353	仁田水2-1 (426-2-022-1)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
354	仁田水2-2 (426-2-022-2)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
355	仁田水2-3 (426-2-022-3)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
356	山崎2-1 (426-2-024-1)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
357	山崎2-2 (426-2-024-2)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
358	山崎2-3 (426-2-024-3)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
359	山崎3 (426-2-025)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
360	山崎4-1 (426-2-026-1)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
361	山崎4-2 (426-2-026-2)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
362	中江 (426-1-010)	波野中江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年3月29日
363	滝水1-1 (426-1-007-1)	波野滝水	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
364	滝水1-2 (426-1-007-2)	波野滝水	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
365	滝水1-3 (426-1-007-3)	波野滝水	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
366	滝水1-4 (426-1-007-4)	波野滝水	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
367	滝水2-1 (426-1-008-1)	波野滝水	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
368	滝水2-2 (426-1-008-2)	波野滝水	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
369	滝水3-1 (426-1-009-1)	波野滝水	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
370	滝水3-2 (426-1-009-2)	波野滝水	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年11月4日
371	滝水久保 (K-426-0016)	波野滝水	急傾斜地の崩壊	○	○	令和7年6月6日

災害時応援協定一覧

番号	協定先	協定元	締結 年月日	協定内容等	備考
1	熊本県町村会	熊本県 市長会	H15.7.23	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定 資機材の提供、被災者救援等	
3	阿蘇ブロック社会福祉協議会 相互間	阿蘇市 社協	H19	阿蘇ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定 職員派遣、資機材提等	※社協間の応援協定
4	大分県竹田市	阿蘇市	H19.7.19	災害時広域相互応援協定 職員派遣、資機材提供、避難施設提供等	
5	熊本県下14市	阿蘇市	H20.4.23	熊本県都市災害時相互応援に関する協定 資機材・物資提供、職員派遣等	
6	阿蘇市管工事協同組合	阿蘇市	H20.7.1	防災協力に関する協定 災害復旧活動支援等	
7	阿蘇市建設業防災会	阿蘇市	H20.7.1	防災協力に関する協定 災害復旧活動支援等	
8	大分県日田市	阿蘇市	H21.4.1	消防相互応援協定 災害発生時の消防団出動	
9	社団法人 熊本県産業資源循環協会	阿蘇市	H21.5.15	災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定 災害廃棄物の処理等及び応急処置に係る支援活動	H23.7.1 実施細目締結
10	阿蘇の自然を守る防災協力会	阿蘇市	H22.11.17	災害時応急活動に関する協定 防災・災害に関する意識啓発及び支援活動	
11	NPO法人コメリ災害対策センター	阿蘇市	H23.6.20	災害時における物資提供に関する協定 物資の迅速かつ円滑な被災地への供給	
12	阿蘇市防災・災害支援協議会	阿蘇市	H23.7.11	防災・災害支援に関する協定 応急復旧活動に関する協力	
13	国土交通省九州地方整備局	阿蘇市	H23.8.4	阿蘇市における大規模な災害時の応援に関する協定 災害応急措置等	
14	阿蘇市建設業協会	阿蘇市	H25.3.26	災害時における応急工事等の協力に関する業務協定 公共土木施設の機能確保及び回復等	
15	一般社団法人 熊本県測量設計 コンサルタント協会	阿蘇市	H25.5.1	災害時における応急対策工事等の協力に関する業務協定 公共土木施設の早期復旧と被害拡大防止等	
16	NTT西日本	阿蘇市	H25.6.2	特設公衆電話の設置・利用に関する協定 避難所への電話回線設置及び災害時利用	
17	熊本保健科学大学	阿蘇市	H25.7.1	災害時における包括的連携に関する基本協定 福祉避難所開設、被災者受入れ、人的派遣	
18	阿蘇警察署	阿蘇市	H25.7.5	大規模災害発生時における施設使用に関する協定 代替施設の使用	
19	熊本県建築労働組合 阿蘇支部	阿蘇市	H25.8.20	災害時における応急対策の協力に関する業務協定 災害救助法適用時における住宅応急修理等	
20	阿蘇広域行政事務組合（みや ま荘）他14団体	阿蘇市	H25.8	福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定 福祉避難所の設置・維持管理・要援護者への相談	協定締結日はH25.8～ H30.6（15団体17施設）
21	公益財団法人YMC A	阿蘇市	H25.11.21	災害時における避難所等の供給及び平常時における 防災活動への協力に関する協定 施設・備品の提供、ボランティア等活動支援	

災害時応援協定一覧

番号	協定先	協定元	締結 年月日	協定内容等	備考
22	公益財団法人熊本県トラック協会	阿蘇市	H26.5.19	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定 災害救援に必要な物資の輸送	
23	株式会社アクティオ	阿蘇市	H26.10.10	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 レンタル資機材の優先的提供	
24	阿蘇市社会福祉協議会	阿蘇市	H26.10.10	阿蘇市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定 阿蘇市災害ボランティアセンターの設置・運営	
25	熊本県の市町村、県内消防本部	阿蘇市	H27.4.1	熊本県消防相互応援協定 災害が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を軽減する。	
26	阿蘇市造園協会	阿蘇市	H27.4.24	大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定 感染症予防・蔓延防止に向けた防疫活動（消毒・害虫駆除）	
27	一の宮郵便局	阿蘇市	H27.7.17	災害発生時における阿蘇市と阿蘇市内郵便局の協力に関する協定 郵便物の配達及び収集に関する協定	
28	大塚製薬株式会社	阿蘇市	H28.3.15	災害発生時における協力及び健康増進に関する協定 食料品・飲料の提供、健康増進に関するイベント協力	
30	熊本県行政書士会	阿蘇市	H28.10.27	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定 行政申請に関する支援、被災生活支援窓口の設置	
31	阿蘇市病院事業管理者 阿蘇医療センター	阿蘇市 消防団	H28.11.1	特定接種の接種体制に関する覚書	新型インフルエンザ関係
32	熊本県	阿蘇市	H29.2.10	県防災行政無線及び防災情報ネットワーク システムの通信設備に係る管理運営協定	S54.1.9 S54.2.10 H21.2.6 H29.2.10
33	日本下水道事業団	阿蘇市	H29.3.28	阿蘇市・日本下水道事業団災害支援協定 下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援	R3.10.1再協定 R6.9.30
34	九州市長会（総会申し合わせ）	阿蘇市	H29.5.11	九州市長会における災害時の相互支援体制について 九州市長会における災害時相互支援プランによる	H25.5.16「九州市長会に おける災害時の相互支援 体制について」は廃止
35	九州知事会	九州 市長会	H29.5.15	大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書 応援職員派遣・物的支援・受援計画策定・人材育成等	
36	有限会社 美郷阿蘇	阿蘇市	H30.6.15	災害時における廃棄物の収集運搬の支援に 関する協定	
37	有限会社 シティークリーン	阿蘇市	H30.6.15	災害時における廃棄物の収集運搬の支援に 関する協定	
38	株式会社 ナフコ	阿蘇市	H30.7.10	災害時における物資供給に関する協定	
39	生活協同組合くまもと	阿蘇市	H30.7.10	見守り活動及び災害活動における応急生活 物資供給の協定	
40	熊本県退職者建設技術協会	熊本県	H29.7.26	熊本県建設技術アドバイザーの技術支援に関する協定 災害時等の市町村への技術支援	
41	熊本県環境事業団体連合会	阿蘇市	H30.8.31	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集 運搬等の支援に関する協定	
42	熊本県清掃事業協議会	阿蘇市	H30.8.31	災害時における廃棄物の収集運搬の支援に 関する協定	

災害時応援協定一覧

番号	協定先	協定元	締結 年月日	協定内容等	備考
43	一般社団法人 熊本県解体工事業協会	阿蘇市	H30.8.31	災害により損壊した建築物等の解体撤去に支援に関する協定	
44	熊本森林管理局	阿蘇市	H30.12.19	地域の安全確保に向けた森林情報の共有及び長期的な森林の育成に関する協定	
45	独立行政法人 阿蘇青少年交流の家	阿蘇市	H31.2.7	災害における避難所に関する協定	
46	三光クボタ建機株式会社	阿蘇市	R1.9.26	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	
47	九州電力送配電（株） 大津配電事業所	阿蘇市	R2.1.9	阿蘇市災害復旧に関する覚書	
48	日本郵便株式会社	阿蘇市	R2.12.15	包括的連携に関する協定	
49	熊本県石油組合 阿蘇支部	阿蘇市	R2.12.16	災害時における燃料供給等に関する協定	
50	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 熊本トヨタ自動車株式会社	阿蘇市	R2.12.25	持続可能なまちづくりに関する３社包括連携協定	
51	株式会社ゼンリン	阿蘇市	R3.7.8	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	
52	公益財団法人日本下水道管路管理業協会	阿蘇市	R3.11	災害時における復旧支援協力に関する協定	
53	阿蘇中央高等学校	阿蘇市	R4.3	災害発生時における学校施設の避難所等に関する基本協定	
54	ハイランド開発株式会社	阿蘇市	R4.3	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	
55	日産自動車株式会社、熊本日産自動車株式会社、日産プリンス熊本販売株式会社	阿蘇市	R4.5	電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する包括連携協定	
56	オムロン阿蘇株式会社	阿蘇市	R4.5	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	
57	（一社）阿蘇郡市医師会	阿蘇市	R4.11	災害時における避難所等使用に関する協定	
58	株式会社 清峰院	阿蘇市	R6.7	災害時における支援協力に関する協定書 遺体の安置等に関する支援	